

※第2章で記載している住宅確保要配慮者への支援制度等は、代表的なものを取り上げたものであり、地域によって、細やかな制度等がありますので、詳細は、お住いの市町窓口にお問合せください。

※本マニュアルは、行政窓口において住宅確保要配慮者の方から相談を受けた場合の参考資料として作成したものです。

住宅確保要配慮者の居住支援に係る相談対応マニュアル

平成29年9月

令和2年3月改訂

令和3年3月改訂

令和5年3月改訂

令和5年8月 一部改訂

広島県居住支援協議会

まえがき

少子高齢化の更なる進展、特定技能等の外国人材の受入れの加速化等により、高齢者や外国人などの住宅確保要配慮者の数は、今後増加することが見込まれています。

北欧など早くから福祉に取り組んできた国では、「福祉は住宅に始まり住宅に終わる」と言われているように、住宅確保要配慮者にとって生活基盤となる住まいの確保は重要な問題です。

平成 29 年には、住宅セーフティネット法が改正され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間の賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修・入居への経済的支援、住宅確保要配慮者の居住支援を行う居住支援法人の指定制度など「新たな住宅セーフティネット制度」が本格的に始まり、官民においては様々な取組が行われています。

住宅確保要配慮者の方々の円滑な入居を進めるためには、住宅確保要配慮者に対して適切なアドバイスができる体制を構築することが行政に求められていますが、住宅確保要配慮者に関わる部局は複数にまたがっており、十分な体制が構築できているとは言えない状況にあります。

広島県居住支援協議会では、住宅確保要配慮者から相談を受けた場合の参考資料として「住宅確保要配慮者の居住支援に係る相談対応マニュアル」を作成しました。

このマニュアルでは、住宅確保要配慮者に対する各種支援等の情報を記載していますので、行政関係者以外の不動産関係業者等の皆様におかれましても、有効にご活用ください。

目次

第1章 住宅確保要配慮者を取巻く現状と課題	
1 住宅確保要配慮者・住宅ストックの状況	・・・ 4
2 新たな住宅セーフティネット制度の導入	・・・ 5
3 民間賃貸住宅における入居審査	・・・ 6
第2章 住宅確保要配慮者を支援する支援制度・サポートサービス	
1 概要	・・・ 7
2 住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅、不動産業者等	・・・ 7～8
（1）セーフティネット住宅	
（2）広島県あんしん賃貸支援事業	
（3）あんしん住宅情報提供システム	
3 連帯保証人がいない場合の対応	・・・ 9～10
（1）金銭保証の役割を担うサービスや制度の活用	
（2）不測の事態の対応を担うサービスや制度の活用	
4 住宅確保要配慮者の入居支援を行っている団体	・・・ 11～22
（1）特定非営利活動法人 住宅&相続支援びんご NPO センター	
（2）ホームネット株式会社	
（3）特定非営利活動法人 地域ネットくれんど	
（4）株式会社あんしんサポート	
（5）特定非営利活動法人どりいむスイッチ	
（6）特定非営利活動法人もちもちの木	
（7）医療法人社団 恵正会	
（8）特定非営利活動法人 風の家	
（9）株式会社マリモホールディングス	
（10）株式会社 グローバルリゾートレジデンス	
（11）株式会社 Seiwa	
（12）公益社団法人 広島県社会福祉士会	
（13）株式会社 R65	
（14）株式会社第一ビルサービス	
（15）株式会社 QOL サービス	
（16）合同会社マハロ	
（17）特定非営利活動法人反貧困ネットワーク広島	
（18）社会福祉法人三誓会	

(19) 株式会社 豊生	
(20) 株式会社 藍	
(21) ゆうりディライトサービス合同会社	
(22) 社会福祉法人福山市社会福祉協議会	
5 住宅確保要配慮者に関する相談先	・・・ 23～24
(1) 福祉事務所	
(2) 社会福祉協議会・民生委員	
(3) 地域包括支援センター	
(4) 基幹相談支援センター等	
(5) (公財)ひろしま国際センター	
(6) 外国人相談窓口等	
(7) 保健所	
6 行政による支援制度	・・・ 25～27
(1) 生活保護制度	
(2) 生活困窮者自立支援制度	
(3) 安否確認サービス	
(4) 介護保険サービス	
(5) 障害福祉サービス	
(6) 子育て支援サービス	
(7) 民生委員・児童委員	
(8) 成年後見制度	
(9) 公営住宅制度	
7 その他	・・・ 28～33
(1) 外国人世帯の入居について	
(2) 民間による安否確認サービス	
(3) その他支援制度等	
(4) 関係法令等	
第3章 資料編	
1 マニュアル関係資料	・・・ 35～66
2 関係機関	・・・ 67～68
3 入居者情報シート等	・・・ 69～81
4 その他	・・・ 82

第1章 住宅確保要配慮者を取巻く現状と課題

1 住宅確保要配慮者・住宅ストックの状況

(1) 住宅確保要配慮者の状況

- ・ 本県の総人口は平成7年をピークに減少するなかで、平成7年に約46万人だった高齢者人口は、団塊の世代の高齢化により平成27年には約77万人に増加しました。今後は令和7年までは増加が続き、いったん減少傾向になりますが、団塊ジュニア世代の高齢化により令和22年には再び増加することが見込まれています。
- ・ 「出入国管理及び難民認定法」の一部が改正され、平成31年4月から人手不足が深刻な産業分野において「特定技能」での新たな外国人材の受入れが可能となり、国内の外国人の数は増加していくことが予想されます。
- ・ 高齢者や外国人等の住宅確保要配慮者は、今後も増加すると見込まれます。

(住宅確保要配慮者の定義)

住宅確保要配慮者とは、住宅セーフティネット法で①～⑤、国土交通省令（住宅セーフティネット法施行規則）で⑥、その他県や市町村が供給促進計画において定める者で⑦～⑭を定めています。

①低額所得者世帯[月収15.8万円（収入分位25%）以下]

②被災者世帯[発災後3年以内]

③高齢者世帯

④障害者世帯[障害者のいる世帯]

⑤子育て世帯[子供（高校生相当まで）を養育している世帯]

⑥住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

・外国人等

外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者等

・東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後3年以上経過）

⑦海外からの引揚者

⑧新婚世帯※

⑨原子爆弾被爆者

⑩戦傷病者

⑪児童養護施設退所者

⑫（LGBT等の）性的マイノリティ

⑬U I Jターンによる転入者

⑭住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

※新婚世帯…①新婚の場合は、婚姻の日後3年以内の世帯、②事実婚の場合は、事実婚の届出をした日以後3年以内の世帯、③パートナーシップ関係の場合は、パートナーシップ宣誓等を行った日以後3年以内の世帯、④婚約の場合は、婚姻予定者、双方の親の証明又は結婚披露宴の案内状に記載された婚姻の日前4ヶ月以内の者

(2) 住宅ストックの状況

- ・ 地方公共団体では、高度経済成長期に建設された大量の公営住宅の更新時期を迎えていますが、将来の人口動向等を踏まえると、今後公営住宅の大幅な増加は見込まれません。
- ・ 一方で、空き家の数は平成 25 年の約 820 万戸から平成 30 年の 849 万戸に増加しており、今後も増加傾向が見込まれますが、中には活用可能なものが多く存在しています。

2 新たな住宅セーフティネット制度の導入

(1) 概要

- ・ 平成 29 年に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の一部が改正され、新たな住宅セーフティネット制度が創設されました。
- ・ 新たな住宅セーフティネット制度は、①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度、②登録住宅の改修・入居者への経済的支援、③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援、から成り立っています。
- ・ 国はセーフティネット住宅の登録戸数について、全国の登録戸数は令和 4 年 12 月 31 日時点の登録戸数は 817、337 戸となっています。

(2) セーフティネット住宅登録制度

- ・ 民間賃貸住宅を住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録し、住宅確保要配慮者の方々に提供する制度です。
- ・ 住宅確保要配慮者の入居を拒まないとは、住宅確保要配慮者であることをもって入居を拒否するのではなく、申込者の状況を踏まえたうえで入居可否の判断を行うことを意味します。
- ・ 登録できる住宅の主な基準は、①床面積が 25 m²以上、②耐震性があること、③台所・便所・浴室等の設備があることなどです。

(3) 登録住宅（セーフティネット住宅）の改修・入居者への経済的支援

- ・ 登録住宅の改修への支援である改修費に対する補助制度や登録住宅の入居者への経済的支援である家賃と家賃債務保証料の低廉化に対する補助があります。（県内において、現時点で活用できる制度は、登録住宅の改修費に対する国からの直接補助となります。）

(4) 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

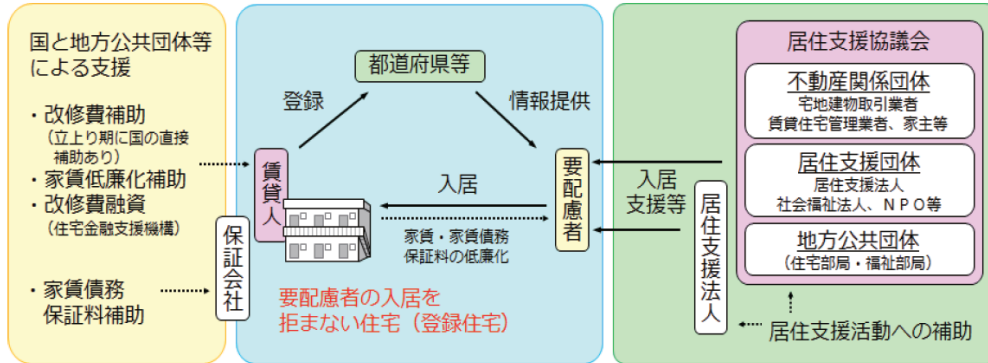
- ・ 県内の不動産関係団体、居住支援団体、地方公共団体で構成される居住支援協議会において、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施しています。
- ・ 平成 29 年度の改正により、都道府県が、居住支援活動を行う N P O 法人等を、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援、登録住宅（セーフティネット住宅）の入居者への家賃債務保証等の業務を行う居住支援法人として指定することが可能となりました。



■新たな住宅セーフティネット制度（国交省 HP）

新たな住宅セーフティネット制度について で検索

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html



図表1 新たな住宅セーフティネット制度のイメージ

3 民間賃貸住宅における入居審査

- ・ 民間賃貸住宅における入居決定の前には、貸主等が入居後に大きなリスクを抱えないために、入居審査が行われています。
- ・ 入居後のリスクは様々ですが、主なものとして①家賃滞納、②騒音や生活態度に起因する近隣トラブル、③孤独死等が挙げられます。
- ・ 住宅確保要配慮者の入居に拒否感を持つ貸主等の場合、申込者が住宅確保要配慮者であることをもって入居に理解が得られない場合があります。

第2章 住宅確保要配慮者を支援する支援制度・サポートサービス

1 概要

- ・ 住宅確保要配慮者に対しては、行政による支援制度や、民間によるサポートサービスなど様々な取組が行われています。
- ・ 相談者がこれらの支援制度等を活用することができる場合、入居審査を通過する可能性が高くなるが見込まれるため、住宅確保要配慮者からの相談に対応する際には、協力店やセーフティネット住宅を紹介するだけでなく、これらの支援制度等を伝えることが重要です。
- ・ 第2章で記載している住宅確保要配慮者への支援制度等は、代表的なものを取り上げたものであり、地域によって細やかな制度等がありますので、管轄内の制度等の把握に努めてください。

2 住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅、不動産業者等

(1) セーフティネット住宅

- ・ 住宅確保要配慮者の方が自身で検索できるインターネット物件情報サイトとしては、国土交通省が運営している「セーフティネット住宅情報提供システム」があります。このシステムは、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録している物件を検索・閲覧することができ、家賃や空室情報等を確認することができます。
- ・ セーフティネット住宅によっては、入居を拒まない住宅確保要配慮者の範囲が限定されている場合があります。

■セーフティネット住宅情報提供システムホームページ

[セーフティネット住宅情報提供システム](http://www.safetynet-jutaku.jp) で検索
<http://www.safetynet-jutaku.jp>



図表2 セーフティネット住宅情報提供システム

(2) 広島県あんしん賃貸支援事業

- 住宅確保要配慮者が入居できる民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）の仲介を行う事業者（協力店）や、居住支援を行う団体（居住支援団体）の紹介を行い、住宅確保要配慮者の入居をサポートします。

対 象 者	住宅確保要配慮者で、民間賃貸住宅の家賃を安定して支払うことができ、地域社会の中で自立した日常生活を営むことができる人（居住支援を受けることによって自立することが可能となる人を含む。）。
協 力 店	あんしん賃貸住宅の仲介を行う事業者
居 住 支 援 団 体	住宅確保要配慮者に対して居住支援を行う NPO、社会福祉法人等

■ 広島県あんしん賃貸支援事業（広島県 HP）

で検索

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/108/ansintintai2018.html>

※協力店一覧については、35～36 ページをご覧ください。



(3) あんしん住宅情報提供システム

- 国土交通省の住宅セーフティネット整備推進事業（平成 24 年度～平成 26 年度）又は住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業（平成 27 年度～平成 28 年度）を活用して、高齢者、障がい者、子育て世帯等の入居を拒まないことを要件に、バリアフリー改修、耐震改修等の工事が行われた民間賃貸住宅を「あんしん住宅情報提供システム」で検索することができます。

■ あんしん住宅情報提供システムホームページ

で検索

<http://db.anshin-kyoju.jp/guest/index.php>



北海道・東北	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県		
	(0/7402)	(0/1282)	(0/1202)	(0/931)	(0/2112)	(0/1302)	(0/292)		
関東	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県
	(0/9311)	(0/440)	(0/349)	(0/499)	(0/599)	(0/794)	(0/399)	(0/191)	(0/199)
北陸・中部	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	新潟県	富山県	石川県	福井県	
	(0/901)	(0/2001)	(0/2175)	(0/939)	(0/307)	(0/317)	(0/917)	(0/200)	
近畿	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県				
	(0/999)	(0/711)	(0/999)	(0/99)	(0/91)				
中国・四国	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県
	(0/197)	(0/95)	(0/972)	(0/710)	(0/499)	(0/91)	(0/999)	(0/44)	(0/99)

図表 3 あんしん住宅情報提供システム

3 連帯保証人がいない場合の対応

- ・ 賃貸借契約において連帯保証人に求められる役割には、家賃の不払い等の入居者が負担すべき費用を入居者が支払わない場合の「家賃滞納時の金銭保証」と、「不測の事態が発生した場合の緊急対応」の2つがあります。

(1) 金銭保証の役割を担うサービスや制度の活用

- ・ 金銭保証については、入居者が家賃債務保証業者に保証料を支払うことで、家賃滞納があった場合に家賃債務保証サービスを利用できる場合があります。
- ・ この家賃債務保証サービスは「保険」とは異なるものです。家賃滞納が発生した場合、保証会社が直ちに家賃を立て替えて支払い、立て替えた家賃を滞納した入居者に「求償」する仕組みとなっており、相談者には、このことを理解していただく必要があります。
- ・ 家賃債務保証サービスでは、滞納家賃のほかに、残置物の処理費用や原状回復費用等まで保証される場合もありますが、その対象や保証料等は、商品によって異なります。
- ・ 家賃債務保証サービスを利用する際には、緊急連絡先等を求められる場合があります。

① 家賃債務保証業者の登録制度等

- ・ 家賃債務保証業者については、適正に家賃債務保証の業務が行うことができる者として一定の要件を満たすものを国土交通大臣が登録する制度があり、国土交通省のホームページに債務保証業者の一覧表が掲載されています。
- ・ また、登録家賃債務保証業者の中には、外国人の言語対応サポートを行っているところもあり、これらの業者リストも国土交通省のホームページに掲載されています。

■登録家賃債務保証業者（国交省 HP）

で検索

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000024.html



② 一般財団法人高齢者住宅財団

- ・ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の住宅確保要配慮者に特化した家賃債務保証ですが、この保証制度を利用できる住宅は、貸主等が財団と基本約定を締結している賃貸住宅に限られます。

■一般社団法人高齢者住宅財団の家賃債務保証制度ホームページ

で検索

http://www.koujuuzai.or.jp/service/rent_guarantees/



③ 住宅扶助費の代理納付

- ・ 生活保護制度による住宅扶助費等は、原則として、受給者本人に現金給付され、その後、受給者から家主等に家賃等が支払われることとなりますが、住宅扶助として用途を限定された扶助費を家賃支払いに的確に充てるため、また、原則として共益費は住宅扶助費

と同時に家主等に支払う必要があるため、受給者に代わり福祉事務所が住宅扶助費等を直接、家主等に支払うことができることになっています。

※代理納付については、25 ページをご覧ください。

(2) 不測の事態の対応を担うサービスや制度の活用

- ・ 住居内で起こる事故の心配も大きな問題となっています。入居者が亡くなっていることの発見が遅れ、いわゆる事故物件となり、次の入居者が入りにくくなる場合があります。
- ・ 家主等にとっては収入が減ってしまうことが懸念されるため、住宅確保要配慮者の中でも高齢者にとって、特に受入れを困難にしている要因となっています。
- ・ この問題に対しては、定期的な安否確認が有効な手段です。市町や民間事業者が行うサービスで安価に安否確認ができるものもありますので、そのような制度やサービスを複数組み合わせることで、入居者の急変等の早期発見につながり、不測の事態を未然に防止することができます。

※市町や民間事業者における支援制度やサービスについては、26、29～30 ページをご覧ください。

4 住宅確保要配慮者の入居支援を行っている団体（令和5年8月1日時点）


居住支援法人・団体の最新指定状況はこちらから確認できます。

広島県 居住支援法人 で検索

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/108/kyojusienhoujin.html>



(1) 特定非営利活動法人 住宅&相続支援びんごNPOセンター


区 分	居住支援団体（広島県あんしん賃貸支援事業）
対 象 者	高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯、低額所得者、被災者（大規模災害被災者含む）
活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃債務保証サービスの紹介 ・状況に応じた物件探しの支援。必要に応じて状況に適した住宅改修のアドバイス ・生活上のトラブル等に対する相談対応 ・入居者に緊急を要するようなトラブル（事故、死亡等）が生じた際、関係者への連絡 ・賃貸物件の入居申込、重要事項説明、契約について全て同行・立会し、賃貸借契約書の内容説明等に係る解説 ・入居者に対する定期的に電話・訪問による状況観察、安否確認 ・生活ルール、市場慣行等についての説明 ・入居後の賃貸人、賃借人の不安や疑問を解消するための電話相談 ・外国人（中国人）への対応。中国人の当NPOスタッフがお手伝いします。 ・空き家の確保、NPOの支援・協カスポンサーによるアパートの買取・サブリース事業 ・入居が決まるまでのマンスリー住宅提供 ・支援可能支部は福山市へ3か所、尾道市へ2か所、三原市へ1か所 ・公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会（ちんたい協会）の広島県備後支部 支部長を当NPO理事長が兼務していますので、『低額所得者、高齢者、障害者、被災者、ひとり親、外国人、生活困窮者の入居ガイドブック』や『空き家活用ガイドブック』も上記の6支部へ常設
活 動 区 域	福山市及び周辺地域、三原市、尾道市
問 合 せ 先	TEL : 0848-46-2622
H P	http://www.chintai-npo.or.jp 

(2) ホームネット株式会社


区 分	居住支援法人（住宅セーフティネット法）
対 象 者	高齢者
活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・住まい探し等の入居支援相談 ・見守りサービス「見まもっ TEL プラス」を活用した安否確認及び居室内で孤立死した場合の費用補償 ・生活上のトラブル等に対する相談対応
活 動 区 域	広島県内全域
問 合 せ 先	TEL : 0120-460-560 FAX : 03-3340-3097 e-mail : kyojuushien_osg@homenet-24.co.jp
H P	http://www.homenet-24.co.jp 

※見まもっ TEL プラスについては、29、37 ページをご覧ください。

(3) 特定非営利活動法人 地域ネットくれんど


区 分	居住支援法人（住宅セーフティネット法）
対 象 者	低額所得者、被災者（発災後3年以内）、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む）、その他の心身機能障害者、子ども（高校生相当まで）を養育している者、外国人、生活困窮者、大規模災害被災者
活 動 内 容	<p><入居前></p> <p>住まいの情報提供・見学同行、入居準備に関する支援・家賃保証債務</p> <p><入居後></p> <p>見守り、安否確認、生活相談・トラブル対応</p> <p><退去時></p> <p>原状回復・片づけ相談</p> <p><その他></p> <p>サブリース事業、食事支援（路上支援、地域食堂（子ども食堂））等</p>
活 動 区 域	呉市市内、東広島市（黒瀬地区、安芸津町）
問 合 せ 先	TEL : 0823-84-2070 FAX : 0823-84-4041 e-mail : support@kurend.com
H P	http://kurend.com/publics/index/70 

(4) 株式会社あんしんサポート


区 分	居住支援法人（住宅セーフティネット法）
対 象 者	高齢者
活 動 内 容	見守りサービス「シニアあんしん住宅「まごころ」」を活用した、 <ul style="list-style-type: none"> ・電話による定期的な安否確認 ・生活状況や身体状況の状況確認 ・孤独死が発生した場合の事故保障等
活 動 区 域	広島県内全域
問 合 せ 先	TEL：092-843-1881 FAX：092-845-8322 e-mail：info@anshin-senior.com
H P	https://anshin-senior.com/ 

※シニアあんしん住宅「まごころ」については、30、38～40 ページをご覧ください。


(5) 特定非営利活動法人どおりいむスイッチ

区 分	居住支援法人（住宅セーフティネット法）
対 象 者	若年者のうち、児童虐待を受けた者
活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・入居前の支援 （物件探し、不動産屋及び内覧同行、契約手続支援、引越しサポート等） ・入居中の支援 （見守り訪問、SNS 等による見守り、個別相談、就労支援、病院同行、金銭管理支援、生活指導、行政手続同行等） 等
活 動 区 域	三原市、尾道市、福山市、府中市
問 合 せ 先	TEL：084-971-4865 FAX：－ e-mail：info@dreamswitch.or.jp
H P	https://dreamswitch.or.jp/project/kyojyushien/ 


(6) 特定非営利活動法人もちもちの木

区 分	居住支援法人（住宅セーフティネット法）
対 象 者	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者
活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・入居前の支援 （相談窓口の設置、紹介等） ・入居後の支援 （見守り、安否確認、要介護支援者への居宅紹介や連携等） ・その他の支援 （空き家活用としてサブリースによる住宅（シェアハウス等）を獲得して生活支援と一体になった居住支援を実施等） 等
活 動 区 域	広島市中区、西区
問 合 せ 先	TEL：070-2388-2194 FAX：082-294-9328 e-mail：mochimochi.npo@gmail.com
H P	 http://mochi2.stars.ne.jp/


(7) 医療法人社団 恵正会

区 分	居住支援法人（住宅セーフティネット法）
対 象 者	高齢者、外国人
活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・入居前の支援 （相談窓口の設置・住居の情報提供・不動産/物件同行・契約サポート） ・入居後の支援 （定期的な安否確認・健康/生活相談・トラブル対応・受診サポート・行政手続き支援） ・その他の支援 （バイリンガル支援・孤独や孤立の支援（サロンや健康教室の開催）・フードバンク事業と連携した食事支援）
活 動 区 域	広島市安佐北区
問 合 せ 先	TEL：082-824-7211 FAX：082-573-2488 e-mail：m.uda@keiseikai-n.jp
H P	 https://keiseikai-nmn.net/wp3/tiikirenkei/


(8) 特定非営利活動法人 風の家

区 分	居住支援法人（住宅セーフティネット法）
対 象 者	矯正施設出所者、生活困窮者、障害者、高齢者、低額所得者
活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・入居前の支援 （不動産業者の紹介、不動産店へ同行、契約手続きの支援・立会、引越手伝、携帯電話取得支援） ・その他の支援 （生活相談、カウンセリング、金銭管理、就労支援、生活指導、病院同行、作業所や福祉課、地域包括支援センターへ繋ぐ）
活 動 区 域	広島市中区、西区、東区
問 合 せ 先	TEL：082-232-6696 FAX：082-942-0677 e-mail：buratto-hiroshima@wine.ocn.ne.jp
H P	 http://kazenoie.jp/wp/


(9) 株式会社マリモホールディングス

区 分	居住支援法人（住宅セーフティネット法）
対 象 者	低額所得者（月収15.8万円（収入分位25%）以下）、被災者（発災後3年以内）、高齢者、障害者、子ども（高校生相当まで）を養育している者、外国人等、東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後3年以上経過）
活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・入居前の支援 （他機関と連携を図りつつ、ニーズ調査、住宅情報の提供等を行う。また、セーフティネット住宅の普及・促進等に努める。） ・入居後の支援 （定期的な連絡体制や見守り等の定期巡回を実施することにより、すべての人に個別化した支援を行い、必要に応じて生活支援等のサービスを活用する。） ・その他の支援 （専門分野の機関と連携を図り、入退去の立会い、家財・残置物の整理、葬儀代行サービス等の支援を行う。）
活 動 区 域	広島市、廿日市市、大竹市
問 合 せ 先	TEL：082-530-9089 直通：080-2905-2338 FAX：082-273-0249 e-mail：takeba-masakazu@marimo-ai.co.jp
H P	 https://marimo-hd.co.jp/

(10) 株式会社 グローバルリゾートレジデンス


区 分	居住支援法人（住宅セーフティネット法）
対 象 者	高齢者、障がい者、外国人、低額所得者、DV 被害者、被災者、子ども養育者
活 動 内 容	・入居前の支援（入居斡旋・仲介・管理） ・入居後の支援（入居前後の相談等）
活 動 区 域	広島県内全域
問 合 せ 先	TEL：0829-30-7736 FAX：0829-30-7737 e-mail：Takashinakamichi1980@gmail.com
H P	 https://www.globalresortresidence.com/

(11) 株式会社 S e i w a


区 分	居住支援法人（住宅セーフティネット法）
対 象 者	高齢者、高齢者
活 動 内 容	・入居前の支援 （相談窓口の設置・住居の情報提供・不動産/物件同行・契約サポート） ・入居後の支援 （定期的な安否確認・健康/生活相談・トラブル対応・受診サポート・行政手続き支援） ・その他の支援 （バイリンガル支援・食品製造・食事提供会社と連携した食事支援）
活 動 区 域	広島市、東広島市
問 合 せ 先	TEL：082-871-8817 FAX：082-871-8816 e-mail：
H P	 https://furusato-home.com

(12) 公益社団法人 広島県社会福祉士会

区 分	居住支援法人（住宅セーフティネット法）
対 象 者	低額所得者、シェルター利用者、高齢者、障害者、刑余者
活 動 内 容	・入居前の支援 （住宅確保要配慮者への円滑な入居に関する情報提供、相談等の支援、賃貸契約時の緊急連絡先の引き受け） ・入居後の支援

	<p>(入居中の要配慮者の生活安定及び向上のための情報提供、相談等の支援、安否確認、食料提供、地域包括・障害者基幹・法テラス・医療機関・広島保護観察所等他機関との連携支援)</p> <p>・その他の支援</p> <p>(死亡時の賃貸借契約解除および残置物処理事務の委任契約、居住支援法人・不動産業者・福祉・司法関係者のセミナー、研究会開催等)</p>
活動区域	広島市、府中町、海田町
問合せ先	<p>TEL：(主たる事務所) 082-254-3019 (支援事業所) 082 - 296-4152</p> <p>FAX：(主たる事務所) 082-254-3018 (支援事業所) 082 - 296-4152</p> <p>e-mail：(主たる事務所) office@hacsw.jp</p> <p>(支援事務所) kyojushien.hacsw@gmail.com</p>
H P	 <p>https://hacsw.jp/</p>


(13) 株式会社 R65

区分	居住支援法人 (住宅セーフティネット法)
対象者	高齢者
活動内容	<p>・入居前の支援</p> <p>(自社だけでなく、全国 30 社の提携事業者から、高齢者が賃貸入居可能な物件情報の集積を図り、自社ポータルサイトに掲載する。広島県内での物件情報の集積を進める。高齢者本人や関係者 (親族や行政組織等) からの物件や居住に関する問合せや相談への対応を行う。高齢者が希望する物件が見つかったら、パートナー事業者による内見対応を行う。また、必要に応じて、保証会社や不動産会社等の対応サポートや契約書作成、申込書の記入補助等を行う。)</p> <p>・入居後の支援</p> <p>(高齢者への生活支援として、電灯 (電流流計の計算) による見守りサービス (電気の使用量の増減によって AI が異常を察知し管理会社等に通知を行うことで、見守りができる) を組み合わせたサービスを「あんしん見守りパック」として提供する。)</p>
活動区域	広島県内全域
問合せ先	<p>TEL：050-3702-2103 FAX：050-3588-6168</p> <p>e-mail： support@r65.co.jp</p>
H P	 <p>https://r65.info/</p> <p>あんしん見守りパック (あんしん賃貸パック) については、P30,41~46 をご覧ください。</p>

(14) 株式会社第一ビルサービス

区 分	居住支援法人（住宅セーフティネット法）
対 象 者	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯
活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・入居前の支援（賃貸住宅への入居に係る情報提供、相談対応） ・入居後の支援 （電話や面談による生活相談及び見守りサービス（高齢者・障がい者を対象に実施予定。低所得者・被災者・子育て世帯につきましては、状況に応じて実施予定。）） ・その他の支援 （少額短期保険商品の提供（商品内容：部屋の修理費の補償、賠償責任の補償、家財の補償））
活 動 区 域	廿日市市
問 合 せ 先	TEL：0829-34-1140 FAX：0829-34-1141 e-mail：-
H P	-


(15) 株式会社 QOL サービス

区 分	居住支援法人（住宅セーフティネット法）
対 象 者	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅確保に特に配慮を要する者（外国人：対応可能言語 英語）
活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・入居前の支援 （賃貸住宅への円滑な入居を促進するための情報提供、相談、連絡調整等の支援業務） ・入居後の支援 （生活の安定及び向上に関する情報提供、相談、連絡調整等の支援業務） ・その他の支援 （業務の地域への広報や定期刊行物の発行並びに関連セミナーの開催等を実施）
活 動 区 域	福山市
問 合 せ 先	TEL：- FAX：- ※ 県住宅課までご連絡願います e-mail：-
H P	https://www.qolservice.co.jp/ 


(16) 合同会社マハロ

区 分	居住支援法人（住宅セーフティネット法）	
対 象 者	障害者（身体・知的・精神）、高齢者、低額所得者、DV 被害者	
活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・入居前の支援（入居にあたっての出張相談） ・入居後の支援 （介護・配食・家事代行等の外部サポートサービスの紹介、見守り・駆けつけサービス、生活・家計相談、行政事務支援、災害・事故時等緊急時連絡対応） ・その他の支援（退去・死亡時の情報提供と支援、死後事務の相談） 	
活 動 区 域	広島市	
問 合 せ 先	TEL：082-569-4686 FAX：082-569-4686 e-mail：info@h-mahalo.com	
H	P	https://ohana-group.xyz/ 

(17) 特定非営利活動法人反貧困ネットワーク広島

区 分	居住支援法人（住宅セーフティネット法）	
対 象 者	全ての住宅確保要配慮者	
活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・入居前の支援 （不動産業者の紹介、不動産屋へ同行、契約手続きの支援・立会、引越手伝い） ・入居後の支援 （定期的または臨時の見守り訪問や電話安否伺い、食事会などのお便り発送、生活相談、カウンセリング、緊急時の駆け付け対応、食料が切れた際の生活支援や生活指導） ・その他の支援 （携帯を持たない者の「リスタート携帯」の購入支援、生活課とのパイプ役、病院・自助グループ・障害者基幹相談支援事業所・作業所・地域包括支援センター・くらしサポートセンター・弁護士へのつなぎ） 	
活 動 区 域	広島県内全域	
問 合 せ 先	TEL：082-545-7709 090-4890-1579 FAX：082-545-7706 e-mail：hiroshima.hanhinkon@gmail.com	
H	P	 http://hanhinkon-h.sakura.ne.jp/


(18) 社会福祉法人 三誓会

区 分	居住支援法人（住宅セーフティネット法）	
対 象 者	高齢者、子どもを養育する者、低額所得者	
活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・入居前の支援 (入居促進に関する情報提供・相談、不動産店への同行・コーディネート) ・入居後の支援 (入居中の見守り活動) ・その他の支援 (社協・包括への訪問、高齢者サロン等での講演による周知活動) 	
活 動 区 域	三原市、尾道市、東広島市、福山市、竹原市、世羅郡世羅町	
問 合 せ 先	TEL : 0848-38-2227 FAX : 0848-38-2246 e-mail : sanseikai.kyojushien@biscuit.ocn.ne.jp	
H	P	https://sanseikai.com 

(19) 株式会社 豊生

区 分	居住支援法人（住宅セーフティネット法）	
対 象 者	受刑者・高齢者・生活困窮者	
活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・入居前の支援 (入居斡旋・仲介) ・入居後の支援 (入居後の相談等) ・その他の支援 (就労支援・生活相談等) 	
活 動 区 域	福山市	
問 合 せ 先	TEL : 080-2940-8552 FAX : 084-954-6481 e-mail : heisei-r@amber.plala.or.jp	
H	P	-

(20) 株式会社 藍

区 分	居住支援法人（住宅セーフティネット法）	
対 象 者	障がい者・高齢者・低額所得者・被災者・子育て世帯・外国人（英語）	
活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・入居前の支援 （住まいの情報提供・見学同行、入居準備に関する支援、契約手続き支援） ・入居後の支援 （見守り・安否確認、生活相談、生活支援） ・その他の支援 （住宅確保要配慮者の生活相談等で費用の掛からない相談を受けていただける体制をつくる（法テラス制度）） 	
活 動 区 域	福山市、府中市、尾道市、三原市、世羅町	
問 合 わ せ 先	TEL：084-983-1160 FAX：084-983-1161 e-mail：ainoie1001@outlook.jp	
H	P	https://ainoie.jimdofree.com 

(21) ゆうりディライトサービス合同会社

区 分	居住支援法人（住宅セーフティネット法）	
対 象 者	外国人・低額所得者（生活保護含む）、子育て世帯、被災者、高齢者	
活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・入居前の支援 （入居の促進に関する情報の提供、相談、その他の援助（生活保護申請）） ・入居後の支援 （生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談、その他の援助（自社・連携会社での一時就労）） ・その他の支援 （一時保護（一時的な住の提供）） 	
活 動 区 域	福山市、尾道市、三原市	
問 合 わ せ 先	TEL：080-2523-4621 FAX：084-933-6508 e-mail：info@sainosoyokaze.jp	
H	P	-

(22) 社会福祉法人 福山市社会福祉協議会

区 分	居住支援法人（住宅セーフティネット法）
対 象 者	障がい者、高齢者、生活困窮者、刑余者
活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・入居前の支援 （入居に向けた相談、入居適正の判断・助言、入居に関する情報提供、利用可能な制度の確認・調整、不動産業者への同行訪問、賃貸物件選定の同行支援、賃貸借契約の立会、支援、緊急連絡先の確保） ・入居後の支援 （・定期的な訪問、関係機関等と連携した生活指導・見守り、緊急対応） ・その他の支援 （セミナー・勉強会等の実施、死亡退去時支援）
活 動 区 域	福山市
問 合 せ 先	TEL：084-928-1349 FAX：084-928-1331 e-mail：f-shakyo@blue.ocn.ne.jp
H P	-

【居住支援ツールの目的】

これまで、それぞれの特性や生活環境の理由で、民間賃貸住宅に入居を希望しても、住居確保が困難な現実が多く見られ、住宅確保要配慮者への入居支援の取り組みが求められてきました。

2007（平成19）年に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が制定されて以降、2015（平成27）年に「生活困窮者自立支援法」、2016（平成28）年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行される中で障がいのある人への合理的配慮が求められています。

また、市内の人口減少や、空き家対策も求められていることから、情報ネットワークを構築し、民間市場でのニーズ整備を行えば入居の可能性も高まり、円滑な資源配分となる可能性が広がります。

入居に向けては、地域の支援者・団体等と不動産業者、家主とが顔の見える関係を築くことが重要です。

地域生活支援部会では、主に民間住宅への入居に関する課題を中心に話し合いや勉強会、そして情報交換会を重ねてきましたが、住居確保の課題は多種多様で、場面ごと（入居前・入居時・入居後）のさまざまな取り組みが必要と感じております。そこで、当部会では、一人暮らしを望んでいる方と貸主の方々の互いの不安要素を軽減し、入居の促進を目指しております。

（『住宅確保・移行に向けて』（福山市障がい者総合支援協議会（地域生活支援部会）発行）より引用）

5 住宅確保要配慮者に関する相談先

(1) 福祉事務所（社会福祉全般に関する相談）

- 福祉事務所とは、都道府県及び市（特別区を含む）には必ず、町村には任意で設置されており、生活に困っている方々、高齢者、障害者等の相談を受け付けて、生活保護の実施や障害者手帳の交付をはじめとする必要な支援を行う社会福祉全般を扱っている機関です。

■広島県 市・町福祉事務所・保健所（県 HP）

広島県 市・町福祉事務所・保健所 で検索

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/50/hukusi-hokennsyo.html>



(2) 社会福祉協議会・民生委員（社会福祉全般に関する相談）

- 社会福祉協議会とは、高齢者や障害者の在宅生活の支援、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等をはじめとする社会福祉活動を推進するために、地域の社会福祉施設や社会福祉法人等が参加している営利を目的としない民間組織です。
- 民生委員とは、厚生労働大臣から委嘱されて、それぞれの地域で住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている方々です。

■広島県 市区町社会福祉協議会の連絡先一覧（県社協 HP）

広島県 市区町社会福祉協議会一覧 で検索

<https://www.hiroshima-fukushi.net/kyougikai8/shimachishakyo-address/>



(3) 地域包括支援センター（高齢者に関する相談）

- 高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、市町等が設置しており、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等が配置されています。高齢者本人だけでなく、地域の住民からの各種相談を幅広く受け付け、介護予防や包括的支援等の横断的な支援を行っています。

■広島県 地域包括支援センターの設置状況（県 HP）

広島県 地域包括支援センターの設置状況 で検索

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/tiikihoukatusienncenter/houkatusetti.html>

※地域包括支援センターの連絡先等一覧については、49～51 ページをご覧ください。



(4) 基幹相談支援センター等（障害者に関する相談）

- 基幹相談支援センターは、市町が設置するもので、障害のある人やその家族の地域での生活を支援するための中核的な役割を担う拠点として総合的な相談業務等を実施しており、相談支援専門員等が配置されています。
- また、設置されていない市町においては、相談支援事業者及び市町の障害福祉担当課が相談を受けています。

■広島県 相談支援事業者一覧（障害のある人びとの福祉 資料編）（県 HP）

広島県 障害のある人びとの福祉 で検索

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/1288079109843.html>



(5) (公財) ひろしま国際センター (外国人の暮らしに関する相談窓口)

- ・ 外国人住民が安心して生活できるよう、暮らし全般に関する相談のほか在留資格、社会保険、労働条件、法律・人権等専門的な相談に 13 言語で対応します。(無料、窓口面談及び電話可)

■ ひろしま国際センター

で検索

<http://hiroshima-ic.or.jp/>



(住所：広島市中区中町 8-18 広島クロスアップラザ 6F フリーダイヤル：0120-783-806)

- ・ 一般(暮らし)相談 (月)~(金)10~19 時
(昼休み 12~13 時) (土)9 時 30 分~18 時
- ・ 専門相談 (木)・(土) 10~16 時
第 4 木曜日 14~19 時
(昼休み 12~13 時)
※第 4 木曜日を除く 12~13 時も、前日のまでの相談予約で対応

(5) 外国人相談窓口等

- ・ 外国人住民の方が安心して生活できるよう、暮らしに関する相談窓口を各市町で開設しています。
※外国人相談窓口等については、52~53 ページをご覧ください。

(6) 保健所(精神保健に関する相談)

- ・ 県内の各保健所は、管内の精神障害者の医療・保健に関する相談・支援を行っています。
(精神保健福祉相談)
※県内保健所における相談窓口一覧(精神保健)は、54 ページをご覧ください。

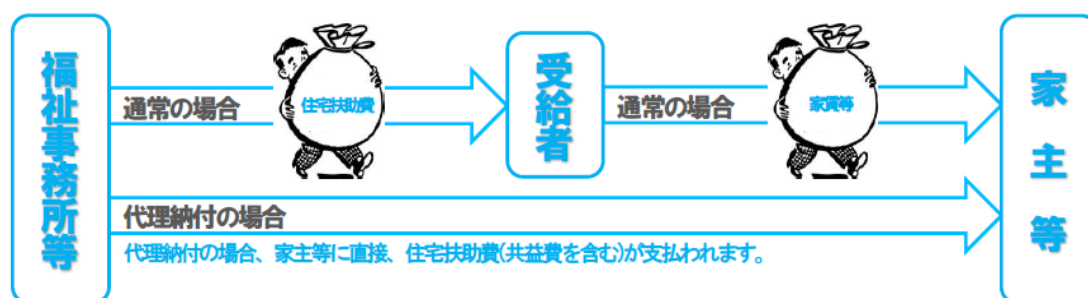
6 行政による支援制度

(1) 生活保護制度

- 生活保護法に基づき、資産や能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する方に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。
- 賃貸住宅に入居する生活保護受給者に対しては、一定の要件のもと、生活保護の実施機関（福祉事務所）から、家賃相当額の住宅扶助費（限度額あり）の支給があります。共益費については、別途支給される生活扶助費の中から捻出していただくことになります。

① 住宅扶助費の代理納付

- 生活保護制度による住宅扶助費等は、原則として、受給者本人に現金給付され、その後、受給者から家主等に家賃等が支払われることとなりますが、住宅扶助として用途を限定された扶助費を家賃支払いに的確に充てるため、また、原則として共益費は住宅扶助費と同時に家主等に支払う必要があるため、受給者に代わり福祉事務所が住宅扶助費等を直接、家主等に支払うことができることになっています。



図表4 代理納付制度の流れ（ちんたい協会作成ガイドブックより引用）

(2) 生活困窮者自立支援制度

- 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者のための支援制度で、生活全般にわたる困りごとの相談窓口として、自立相談支援機関が全国に設置されています。
- 離職等により住居を失った方や失うおそれの高い方で、一定の要件を満たしている場合、就職に向けた活動をすること等を条件として、一定期間、家賃相当額を支給する「住居確保給付金の支給」等の支援があります。

■広島県 生活困窮者自立相談支援制度（県HP）

で検索

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/61/jirityu.html>

※県内の相談窓口（自立相談支援機関）一覧については、55ページをご覧ください。



■生活困窮者自立支援制度（厚労省HP）

で検索

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>



(3) 安否確認サービス

- ・ 県内の市町では、各種の安否確認サービスを実施しています。ただし、利用対象者や利用条件等は、市町ごとの制度によって細かく異なります。

① 緊急通報装置の貸与

- ・ 居室内での緊急時に、ボタンを押すと近くの消防局等に知らせる通信機器を貸与する制度です（有料）。

② 給食・配食サービス

- ・ 食事の調理が困難な高齢者等を対象に、栄養バランスの取れた食事を配達し、併せて安否確認を行う制度です（有料）。

※市町の福祉等窓口については、56 ページをご覧ください。

(4) 介護保険サービス

- ・ 介護保険サービスの利用が必要な高齢者の場合は、地域のケアマネジャー等が定期的に訪問して、訪問介護等の居宅サービス計画を作成し、適切なサービスの利用ができるよう連絡調整を行っています。

※市町の介護保険の相談窓口については、57 ページをご覧ください。

(5) 障害福祉サービス

- ・ 個々の障害のある人々の障害支援区分や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われています。

※市町の障害者支援の相談窓口については、58 ページをご覧ください。

(6) 子育て支援サービス

- ・ 行政や企業等が実施する子育て支援に関する情報を集約したポータルサイト「イクちゃんネット」を閲覧できます。

■イクちゃんネットホームページ

で検索

<https://www.ikuchan.or.jp/>



※市町の子育て支援の相談窓口については、59 ページをご覧ください。

(7) 民生委員・児童委員

- ・ 高齢者や児童等、支援を必要とする方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、行政等と連携しながら、相談・支援を行っています。

※市町の民生委員、児童委員の窓口については、60 ページをご覧ください。

(8) 成年後見制度

- ・ 知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が十分でない方が、不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。
- ・ 判断能力が低下した方の財産管理や身上監護をすることができます。
※判断能力の程度によって、補助・保佐・後見の3つの制度があります。
- ・ 判断能力低下にいち早く気づき、対応を図ることができるようにするため、行政や民間事業者等が提供している、安否確認や見守りサービスを利用することも有効です。

■成年後見制度（法務省 HP）

成年後見制度 で検索

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>



(9) 公営住宅制度

- ・ 公営住宅制度は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするものです。

例<県営住宅>の場合

① 入居資格（次のすべての条件を満たしていることが必要です。）

- ・ 申込者が成人であること。
- ・ 現に同居し、または同居しようとする親族があること。（ただし、60歳以上、心身障害者などの基準を満たす単身者の方は、単身入居が可能な住宅に限り申し込むことができます。
- ・ 収入が基準以下であること。
- ・ 現在、住宅に困っていること。
- ・ 申込者または同居親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- ・ 現在、過去における県営住宅家賃、駐車場使用料または損害賠償金に滞納がないこと。

② 連帯保証人要件

- ・ 令和2年4月から、県営住宅入居の際の連帯保証人要件が撤廃され、緊急連絡先の届出のみとなりました。

■県内の市町営住宅の問合せ窓口（県 HP）

広島県 県内市町営住宅に関するお問い合わせ窓口 で検索

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/108/kouei_jutaku-madoguti.html

※市町の公営住宅担当課の窓口については、61 ページをご覧ください。



7 その他

(1) 外国人世帯の入居について

① 外国人向け部屋探しのガイドブック

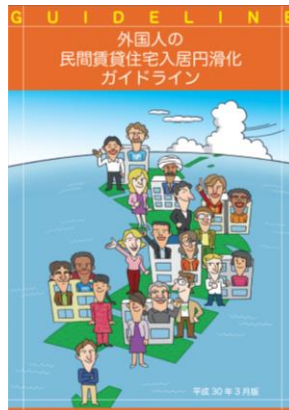
- ・ 国土交通省では、日本で部屋探しをする外国人の参考となるために、日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー（ビルマ）語、カンボジア（クメール）語、タガログ語、モンゴル語の14か国語で、「部屋探しのガイドブック」を作成しています。
- ・ このガイドブックには、入居後の住まい方のルールや日本の住宅に関する説明等、外国人の方が日本で生活する上で必要な基礎知識や役立つ情報も記載されています。

② 外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン

- ・ 国土交通省では、外国人の民間賃貸住宅への円滑な入居を目的として、貸主、仲介業者・管理会社の方のための実務対応マニュアルとして「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」を作成しています。
- ・ 日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー（ビルマ）語、カンボジア（クメール）語、タガログ語、モンゴル語の14か国語で、契約時に役立つ各種チェックシートや、「入居申込書」、「重要事項説明書」、「賃貸住宅標準契約書（平成30年3月版）」、「定期賃貸住宅標準契約書（平成30年3月版）」等の見本も掲載しています。

■ 部屋探しのガイドブック・外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン（国交省IP）

で検索
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000017.html



③ Live in Hiroshima

- ・ 広島に住む外国人の方へ向け、保険・医療・福祉の情報やゴミの出し方等の生活情報等、広島で暮らすために必要な情報を、多言語で掲載しています。

■ Live in Hiroshima ホームページ

で検索
<https://live-in-hiroshima.jp/>



④ 外国語対応の可能な家賃債務保証業者

ア 家賃債務保証業者登録制度における保証業者

- ・ 外国人の言語対応サポートを行っている登録家賃債務保証業者

■外国人の言語対応サポートを行っている登録家賃債務保証業者一覧（国交省 HP）

で検索

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000031.html



イ 株式会社グローバルトラストネットワークス（外国人専用の保証会社）

- ・ 外国人専用の機関で、家賃債務保証制度や保証人不要で住宅を借りられる保証サービスがあります。また、外国語で住宅を探すこともできます。

■株式会社グローバルトラストネットワークスホームページ

で検索

<https://www.gtn.co.jp/>



(2) 民間による安否確認サービス

- ・ 民間企業では、入居者の安否確認に関して色々なサービスや商品を提供しています。

【安否確認サービスの例】

- ① 警備会社による見守りサービス
- ② 電気ポット等の使用状況を事前に登録されている家族に知らせるサービス
- ③ 居間等に設置した人感センサーが利用者の動きを検知すると、事前に登録されている家族に知らせるサービス
- ④ 決められた曜日・時間にコンピュータによる自動電話システムで利用者に連絡して、その結果を事前に登録されている家族に知らせるサービス

① 見まもっ TEL プラス（広島県指定居住支援法人 ホームネット株式会社）

- ・ 決められた曜日・時間にコンピュータによる自動電話システムで利用者に連絡して、その結果を事前に登録されている家族に知らせるサービスです。

■見まもっ TEL プラス（ホームネット株式会社 HP）

で検索

https://www.homenet-24.co.jp/service/house/tel_plus2.html



※見まもっ TEL プラスについては、37 ページをご覧ください。

② シニアあんしん住宅「まごころ」(広島県指定居住支援法人 株式会社あんしんサポート)

- ・ 決められた曜日・時間にコンピュータによる自動電話システムで利用者に連絡して、その結果を事前に登録されている家族に知らせるサービスです。

■シニアあんしん住宅「まごころ」(株式会社あんしんサポート HP)

シニアあんしん住宅「まごころ」で検索

<https://anshin-magokoro.com/>



※シニアあんしん住宅「まごころ」については、38～40 ページをご覧ください。

③ あんしん賃貸パック (広島県指定居住支援法人 株式会社 R65)

入居者の電気使用量をAIが一定期間記録し、そのデータを元に「いつもと違う」電気の使用量を検知することで、登録されたメールアドレスにメールを送信し異常を知らせます。事故物件リスクを軽減する保証も付帯させることが可能です。

■あんしん賃貸パック ホームページ

R65 あんしん賃貸パック

<https://r65.info/fp-6298/>



※あんしん賃貸パックについては41～46 ページをご覧ください。

(3) その他支援制度等

① 生活福祉資金貸付制度

- ・ 低額所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、安定した生活が送れるようにするために、将来の収入確保までの生活を支援するための費用や一時的に必要な資金を、社会福祉協議会による低金利(又は無利子)の貸付けと民生委員による必要な相談支援を行う貸付制度です。

※生活福祉資金貸付制度については、62～63 ページをご覧ください。

① 総合資金支援

- ・ 失業等による生活困難者世帯で、生活再建のための継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行います。

② 臨時特例つなぎ資金

- ・ 離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されている住居のない離職者で、その給付金又は貸付金の交付を受けるまでの間、生活費に困窮している方を対象に生活費の貸付を行います。

注) 総合支援資金の利用に際しては、原則、生活困窮者自立支援法の自立支援事業等の利用申込を行い、自立相談支援機関及び貸付期間等関係機関による継続的な支援を受けることに同意する必要があります。

② 広島県居住支援協議会

- ・ 住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑入居できるようにする方策について協議するために、住宅セーフティネット法に基づき、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者、住宅確保要配慮者に対し居住に関する支援する団体等により組織された協議会です。

■ 広島県居住支援協議会（県 HP）

広島県居住支援協議会 で検索

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/jutaku-safety-net/kyojuusien.html>

※民間賃貸住宅の居住支援のご案内については、64～65 ページをご覧ください。



図表 5 居住支援協議会の活動イメージ

(4) 関係法令等

① 障害者差別解消法

- ・ 障害者基本法の基本原則「差別の禁止」が具体化され、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が制定され、平成28年4月に施行されました。
- ・ 行政機関及び民間事業者に対し、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。
- ・ なお、令和3年5月に障害者差別解消法の改正法が成立しており、令和3年6月の公布から3年以内に民間事業者も合理的配慮の提供が法的義務になります。
- ・ 不動産関係の事業者は、国土交通省が作成した「対応指針（ガイドライン）」に基づいて、適切に対応することが求められています。

■ 障害者差別解消法（内閣府 HP）

障害者差別解消法 で検索

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>



※障害者差別解消法に関する相談窓口については、66 ページをご覧ください。

不当な差別的取扱いとは	正当な理由がないのに、障害があるということで サービス等の提供の拒否・制限 をすること	
合理的配慮の不提供とは	障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、 社会的障壁を取り除く合理的な配慮をしない こと（実施に伴う負担が過重となる場合を除く）	
	行政機関(役所)	民間事業者(会社、お店など)
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮	法的義務	努力義務 ※

※ 令和3年5月1日に民間事業者に対しても合理的配慮を法的義務とする法改正が行われ、交付から3年以内に施行されることになっています。

図表6 障害者差別解消法

【具体例（不動産関係）】※これに限られるものではありません

- ① 不当な差別的取扱いの禁止
 - ・ 入居者募集広告等に「障害者お断り」等と記載する行為
 - ・ 障害を理由として、物件の仲介を拒否する行為
- ② 合理的配慮の提供
 - ・ 聴覚障害者に対して、筆談で丁寧に対応する行為
 - ・ 障害のある人の求めに応じてバリアフリー物件等があるかを確認する行為

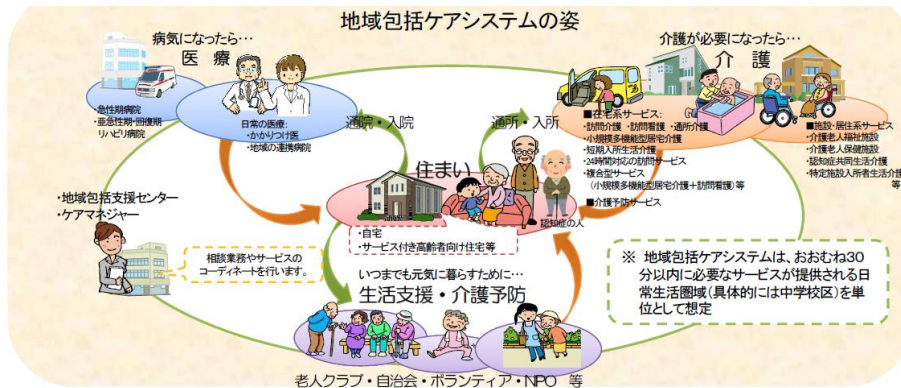
② 地域包括ケアシステム

- ・ 高齢者のみの世帯が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「医療、介護、予防、生活支援、住まい」が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が進められています。
- ・ 地域包括ケアシステムにおいては、「住まい」は生活の基盤となる重要な要素であり、医療や介護、生活支援サービス等を利用しながら個人の尊厳が確保された生活を実現するためには、地域においてそれぞれの生活ニーズにあった住まいが提供されることが基本となっています。

■ 地域包括ケアシステム（厚労省 HP）

地域包括ケアシステム で検索

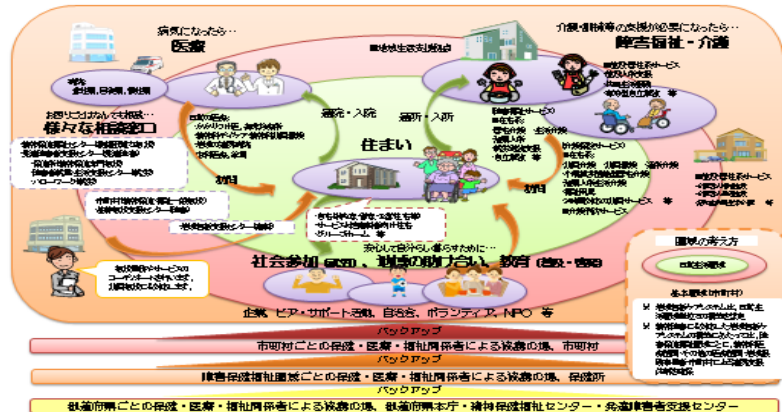
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/chiiki-houkatsu/



図表7 地域包括ケアシステムの姿

③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

- ・ 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が進められています。
- ・ これは、高齢期における地域包括ケアシステムの考え方を精神障害者のケアにも応用したものです。



図表8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（イメージ図）

第3章 資料編

1 マニュアル関係資料

(1) 広島県あんしん賃貸住宅協力店一覧	・・・	35～36
(2) ホームネット株式会社「見まもっ TEL プラス」	・・・	37
(3) 株式会社あんしんサポート「シニアあんしん住宅「まごころ」」	・・・	38～40
(4) 株式会社 R65 あんしん賃貸みまもりパック	・・・	41～46
(5) 日管協 賃貸経営サポートプラン	・・・	47
(6) 家主費用・利益保険（(株) あんしんサポート提供サービスの付帯商品）	・・・	48
(7) 県内の地域包括支援センター設置状況	・・・	49～51
(8) 外国人相談窓口等	・・・	52～53
(9) 県内保健所における相談窓口一覧（精神保健）	・・・	54
(10) 県内の相談窓口一覧【自立相談支援機関】	・・・	55
(11) 県内市町の相談窓口一覧【高齢者福祉】	・・・	56
(12) 県内市町の相談窓口一覧【介護保険】	・・・	57
(13) 県内市町の相談窓口一覧【障害者支援】	・・・	58
(14) 県内市町の相談窓口一覧【子育て支援】	・・・	59
(15) 県内市町の相談窓口一覧【民生委員・児童委員】	・・・	60
(16) 県内市町の公営住宅担当課一覧	・・・	61
(17) 生活福祉資金貸付制度のご案内	・・・	62～63
(18) 民間賃貸住宅の居住支援のご案内（広島県居住支援協議会）	・・・	64～65
(19) 県内市町の障害者差別解消法に関する相談窓口	・・・	66

2 関係機関

(1) 不動産関係団体	・・・	67
(2) 家賃債務保証	・・・	67
(3) 家財保険商品	・・・	68
(4) 広島保護観察所	・・・	68

3 入居者情報シート等

(1) 特定非営利活動法人住宅&相続支援びんご NPO センター	・・・	69～71
(2) 福山市障がい者総合支援協議会	・・・	72～81

4 その他

(1) 大家さん向け住宅確保要配慮者受け入れハンドブック	・・・	82
(2) ガイドブック（(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会）	・・・	82

1 マニュアル関係資料

(1) 広島県あんしん賃貸住宅協力店一覧 (令和5年8月1日時点)

協力店一覧								
通しNo.	協力店名	支店名	電話番号	郵便番号	市区町村	番地	ビル名・階数	URL(ホームページ)
1	ゆめみらい 株式会社		082-292-2351	730-0032	広島市西区	東観音町4-25		http://yumemirai.ne.jp/
2	株式会社 セイワ		082-878-6653	731-0141	広島市安佐南区	相田5-8-16		
3	株式会社 ブランニングサプライ		082-247-5899	730-0049	広島市中区	南竹屋町2-32	第一NSビル1F	http://www.1172525.com/
4	有限会社 本川土地		082-293-4649	730-0802	広島市中区	本川町二丁目3-11		http://www6.ocn.ne.jp/~honkawa/
5	有限会社 イーストホーム		082-248-9757	730-0052	広島市中区	千田町二丁目11-1		http://11410.info
6	株式会社 ブランニングサプライ	アバマンショップ 広島駅前幹線口店	082-568-0432	732-0053	広島市東区	若草町14-28		http://www.117-2525.jp/
7	アムス・インターナショナル株式会社	広島支社	082-567-0099	732-0806	広島市南区	西荒神町1-8	テリハ広島 1階	http://www.amms-hiroshima.co.jp
8	株式会社 和興商事		082-263-0525	732-0825	広島市南区	金屋町9-5	和興ビル1階	
9	株式会社 はんどう		082-234-2103	733-0011	広島市西区	横川町三丁目8-10	第2はんどうビル1階	http://www.hando.co.jp/
10	株式会社 新栄		082-873-5553	731-0101	広島市安佐南区	八木1-26-31		
11	島根不動産 株式会社		082-921-1177	731-5136	広島市佐伯区	楽々園4丁目1-29		http://www.shimane-fudousan.com/
12	株式会社 呉不動産情報センター		0823-25-2233	737-0045	呉市	本通一丁目2-15		http://www.fj-c.jp
13	株式会社 タカハシ	アバマンショップ 東尾道駅前店	0848-46-2620	729-0141	尾道市	高須町4755番39		http://www.fudousan-takahashi.co.jp/
14	興和不動産開発 株式会社	尾道本社	0848-24-6688	722-0025	尾道市	栗原東二丁目1-22		http://www.kowared.jp/
15	株式会社 タカハシ	アバマンショップ 福山東インター南店	084-946-6368	721-0961	福山市	明神町2-8-2	1階	http://www.fudousan-takahashi.co.jp/
16	株式会社 ニッケン		084-934-6464	729-0111	福山市	今津町1-30		http://www.nikken.bz
17	有限会社 カスガ企画		084-983-0007	720-0802	福山市	松浜町4丁目5-21		http://www.kasugaplanning.com/
18	株式会社 ブランニングサプライ	アバマンショップ 西大前店	082-422-8792	739-0047	東広島市	西条下見6-11-46		http://www.planning-supply.jp/
19	株式会社 ブランニングサプライ	アバマンショップ 西条駅前店	082-431-6005	739-0011	東広島市	西条本町1-18		http://www.planning-supply.jp/
20	あゆみ不動産		0823-82-0031	739-2625	東広島市	黒瀬町上保田61	グランシャルム 1階	
21	有限会社 フジ不動産	黒瀬店	0823-83-6201	739-2624	東広島市	黒瀬町菅田521-1		http://homepage3.nifty.com/fujifids/
22	株式会社 フォーライフコーポレーション		082-503-4222	730-0842	広島市中区	舟入中町11-2	大起ビル 2F	http://www.4-life.jp/
23	株式会社 大和興産	中筋支店	082-870-5110	731-0122	広島市安佐南区	中筋1丁目8-5	アーバンライフ	
24	小田光 株式会社		0827-53-2227	739-0615	大竹市	元町四丁目2-10		http://oda32.ftw.jp/
25	トューリビング 株式会社		082-234-8088	730-0851	広島市中区	榎町1-5		http://www.toyuliving.com
26	株式会社 誠晃		0829-32-5656	738-0005	廿日市市	桜尾本町9-12		http://seikou1.net
27	株式会社 タカハシ	アバマンショップ 尾道駅前店	0848-36-6677	722-0036	尾道市	東御所町6-18		http://www.fudousan-takahashi.co.jp/
28	株式会社 タカハシ	三原宮沖店	0848-38-2100	723-0016	三原市	宮沖1-5-8		http://www.fudousan-takahashi.co.jp/
29	株式会社 富士不動産販売		082-292-6633	730-0847	広島市中区	舟入南一丁目10-20	フジビル23 1F	http://fudosan.fhh.co.jp/
30	株式会社 不動産プラザ		082-422-8183	739-0014	東広島市	西条昭和町12-58		http://www.f-plaza.co.jp
31	中国バス不動産株式会社		084-940-3601	721-0973	福山市	南蔵王町五丁目10-12		http://www.chubus-re.co.jp
32	株式会社キンキホーム	JR横川駅前センター	082-532-8400	733-0011	広島市西区	横川町3-5-4	SKビル1階	http://yokogawa.kinkihome-w.jp/
33	株式会社キンキホーム	広島安芸センター	082-821-5333	736-0082	広島市安芸区	船越南2-18-16		http://hiroshima.kinkihome-w.jp/
34	株式会社良和ハウス	紙屋町店	082-544-0077	730-0051	広島市中区	大手町1丁目1-27	1F	http://www.ryowahouse.com/
35	株式会社良和ハウス	広島駅前店	082-261-9988	732-0821	広島市南区	大須賀13-6	加藤ビル1F	http://www.ryowahouse.com/

通し№	協力店名	支店名	電話番号	郵便番号	市区町村	番地	ビル名・階数	URL(ホームページ)
36	株式会社良和ハウス	広島南店	082-250-3117	734-0007	広島市南区	皆実町6丁目4-26		http://www.ryowahouse.com/
37	株式会社良和ハウス	府中店	082-890-3355	732-0044	広島市東区	矢賀新町3丁目2-3		http://www.ryowahouse.com/
38	株式会社良和ハウス	安佐南店	082-876-5733	731-0123	広島市安佐南区	古市1丁目2-10		http://www.ryowahouse.com/
39	株式会社良和ハウス	祇園店	082-850-1100	731-0113	広島市安佐南区	西原4丁目34-23		http://www.ryowahouse.com/
40	株式会社良和ハウス	上安店	082-832-6688	731-0154	広島市安佐南区	上安2丁目29-3		http://www.ryowahouse.com/
41	株式会社良和ハウス	五日市店	082-925-1711	731-5135	広島市佐伯区	海老園1丁目4-37		http://www.ryowahouse.com/
42	株式会社良和ハウス	廿日市店	0829-34-4550	738-0024	廿日市市	新宮1丁目14-2		http://www.ryowahouse.com/
43	株式会社良和ハウス	広島西店	082-507-2077	733-0812	広島市西区	己斐本町3丁目12-16		http://www.ryowahouse.com/
44	株式会社良和ハウス	八丁堀店	082-502-1177	730-0013	広島市中区	八丁堀12-1		http://www.ryowahouse.com/
45	株式会社良和ハウス	横川駅前店	082-233-9977	733-0011	広島市西区	横川町3丁目12-1		http://www.ryowahouse.com/
46	株式会社良和ハウス	楠木店	082-291-5577	733-0002	広島市西区	楠木町1丁目10-24		http://www.ryowahouse.com/
47	株式会社良和ハウス	本社	082-509-1001	733-0002	広島市西区	楠木町2丁目10-1		http://www.ryowahouse.com/
48	株式会社ハウスプラン・T		0824-64-5050	728-0022	三次市	西酒屋町1210-1		http://house-plan.jp
49	株式会社ウェーブ21		082-292-3150	730-0805	広島市中区	十日市町2丁目1-25	セントラル瀬戸内1013号室	
50	株式会社タカハシ	アバマンショップ 福山松永店	084-939-6781	729-0111	福山市	今津町5-1-1		http://www.fudousan-takahashi.co.jp/
51	株式会社N・K・S		082-543-2113	730-0051	広島市中区	大手町1-7-21		https://nks-realestate.com/
52	有限会社 新井不動産商事		082-874-8001	731-0138	広島市安佐南区	祇園2丁目8-21	新井ビル2階	
53	ホームメイト広島安芸店 株式会社中野土地建物		082-892-3791	739-0321	広島市安芸区	中野5丁目17-6		https://www.nakano-td.co.jp/
54	(有)二葉の里カウベル住宅		082-569-8739	732-0057	広島市東区	二葉の里2丁目8-11		https://www.fudohsan.jp/company/11164
55	ヨーガハウス株式会社		082-238-0181	731-0135	広島市安佐南区	長束2丁目18-1		https://www.yo-gahouse.co.jp/
56	株式会社 空家売却マネージメント		082-207-4360	730-0012	広島市中区	上八丁堀7-1	ハイオス広島507	https://akiyamanage.co.jp/

(2) ホームネット株式会社「見まもっTEL プラス」



(みまもってるぶらす)
プラス
見まもっTEL
安否確認
原状回復・残存家財片付け
費用補償

ひとり暮らしに2つの安心

安否確認 と **費用補償**

がセットになった**見守りサービス**



サービス概要

1 週2回の安否確認 週2回、音声ガイダンスの電話で安否確認を行い、メールで結果をお知らせ

1 毎週決まった曜日・時間帯に電話がかかります。
(例:毎週、月・木曜日8:00~10:00等)



※曜日と時間帯は指定できます。

2 安否確認のメッセージが流れます。



こちらは見まもっTELコールセンターです。本日の体調はいかがでしょうか？音声ガイダンスに従ってボタンを押してください。

3 ガイダンスに従ってボタン操作!



1 **元気です。**
3 **ちょっと体調が悪いです。**

出られない場合は、1時間後を目安に再度お電話致します。

4 操作結果を指定連絡先にメール通知



結果メールは5種類

操作	メール文章
①	「元気です」を押されました。
③	「体調が良くない」を押されました。
出ず	電話に出られませんでした。
誤操作/留守電	正常にボタンが押されませんでした。
回線不良	電話回線の異常によりつながりませんでした。 例)電源OFF、圏外、着信拒否など

- 固定電話・携帯電話・スマートフォン対応
※ダイヤル式電話や、番号操作の出来ない「キッズケータイ」等は利用できないよ
- 結果メールはSMSでも受けられるよ
- 指定連絡先は親族でなくても大丈夫だよ

2 死亡時の費用補償 入居者が亡くなられたことに起因して発生した下記費用をお支払い

- **支払対象**

 - ①原状回復費用(修繕、清掃、異臭除去、消毒等)
経年劣化及び通常損耗(自然損耗)の復旧に要した費用は除く
 - ②残存家財片付け費用

● **支払条件**
利用者が自宅内で自殺、犯罪死または孤独死により死亡した場合

● **補償限度額**
支払対象金額の実費分に対し

100万円

(税込)

利用条件



● 単身入居



● 電話所有



● 指定連絡先が1名以上



● 安否確認電話に対応する



○ 年齢制限なし/所得制限なし



✗ サービス付き高齢者向け住宅/有料老人ホーム

利用料金

初回登録料 **11,000円** (税抜価格10,000円) 月額利用料 **1,650円** (税抜価格1,500円)

サービス提供会社

ホームネット株式会社 ☎ 0120-240-343 (平日9:00から18:00)
〒163-6011 東京都新宿区西新宿6-8-1 新宿オークタワー11階
ホームネットは、住宅セーフティネット法に基づき都道府県から指定を受けて高齢者等の住宅確保要配慮者の居住支援を行う居住支援法人です。

(3) 株式会社あんしんサポート「シニアあんしん住宅「まごころ」

高齢者様の暮らしを守る サポート **+** ケアサービス

居住支援サービス 孤独死防止 空室対策

**24時間サポートで
シニア入居時のリスクを低減!!**

**シニアあんしん住宅
「まごころ」**

健康管理システムに関する
特許権取得済み (特許第 6484413 号)

YouTube 1904シニアあんしん住宅まごころ **ゼロ** 初期費用 **0円** 工事不要

賃貸物件の付加価値を高めて空室**0**へ!

高年齢者の暮らしを守る サポート **+** ケアサービス

居住支援サービス 孤独死防止 空室対策

24時間サポートでシニア入居時のリスクを低減!!

シニアあんしん住宅「まごころ」

健康管理システムに関する特許権取得済み (特許第 6484413 号)

YouTube 1904シニアあんしん住宅まごころ **ゼロ** 初期費用 **0円** 工事不要

賃貸物件の付加価値を高めて空室**0**へ!

高齢者様の暮らしを守る サポート **+** ケアサービス

居住支援サービス 孤独死防止 空室対策

24時間サポートでシニア入居時のリスクを低減!!

シニアあんしん住宅「まごころ」

健康管理システムに関する特許権取得済み (特許第 6484413 号)

YouTube 1904シニアあんしん住宅まごころ **ゼロ** 初期費用 **0円** 工事不要

賃貸物件の付加価値を高めて空室**0**へ!

高齢者様の暮らしを守る サポート **+** ケアサービス

居住支援サービス 孤独死防止 空室対策

24時間サポートでシニア入居時のリスクを低減!!

シニアあんしん住宅「まごころ」

健康管理システムに関する特許権取得済み (特許第 6484413 号)

YouTube 1904シニアあんしん住宅まごころ **ゼロ** 初期費用 **0円** 工事不要

賃貸物件の付加価値を高めて空室**0**へ!

**オーナー様・管理会社様の負担はゼロ!
シニア世帯受け入れ時の“あんしん”を
ご提供します。**

賃貸契約が難しいとされているシニア世帯を「安否確認」・「24時間電話相談」・「エリアネットワーク」で、しっかりサポート。緊急時にはご支援者、ご親族などとの連絡が可能のため、オーナー様のご負担を減らし「空き部屋対策」に貢献します。



あんしん見守りサービスのよくあるご質問

- Q. 安否確認が取れなかった場合は?**
A. ご利用者の様子のカルテ情報(かかりつけ医や介護サービス)をもとにコンタクトセンターにて安否確認を行います。もしそれでも安否確認が取れない場合は、ご登録いただいているキーパーソン(ご家族、保証人様、ケアマネジャー様など)へ状況をお伝えしその後の対応をご相談させていただきます。
- Q. 緊急時はどこまで対応できるの?**
A. コンタクトセンターで医師の状況をお伺いし、ご家族などへの連絡や救急車の要請も行います。救命要請した場合には、もちろんご家族へ状況報告させていただきます。
- Q. 居住者が万が一亡くなってしまった場合は?**
A. 万が一に備えて保険会社と提携させていただいております。保険内容は別途資料をご確認下さい。

高齢者様の暮らしと命を見守る 総合見守りサービス シニアあんしん住宅「まごころ」

健康管理システムに関する特許権取得済み（特許第 6484413 号）

1 日々の安心 安否確認 日々のご体調を 安否確認の流れ（ご希望の曜日・時間帯をご指定いただけます。）



2 3回目でお出にならない場合は、オペレータが4回目のお電話をします



3 ご入居者様の状況を電子カルテ化。適切に対応します。



1 から 6 まで、すべてのサービスが 定額でご利用いただけます。

4 月1回の安心「お元気?コール」

毎月1回、オペレータが肉声による状況の確認と相談サービス



5 「電話相談」+「生活支援」

ご入居者様がお困りのときに、いつでもお電話でご相談いただけます。

- ご利用回数は無制限
- お弁当や介護タクシーの手配など
- 看護師などのオペレータも対応
- 救命の際の救急車の要請など
- 日常の困りごとから些細なことまで

6 万が一の時に 保険

万が一、賃貸住宅で入居者の死亡事故が発生した場合の経営リスクをカバーします。

▲ 家 賃 損 失 ^{※1} 最大 12ヶ月補償

+

▲ 原状回復費用など 最大 100万円補償

※1 空室期間中の家賃減少による損失、家賃値引による損失
※2 保険はサービス開始日より補償開始となります。

「などお喜びの声が続々!ぜひ、ご導入をご検討ください。」

初期費用
0円
工事不要

安否確認の端末や専用回線は一切不要!
今お使いのお電話でOKです!

※PHS・ダイヤル式電話はご利用できません。

オーナー様、管理会社様も安心!
シニア世帯受け入れ時の安心を提供します。

いいこと 01
オーナー様
管理会社様
保証会社様

- シニア世帯受け入れ住宅がアピール
- 高齢者を安心思入れで「空室」対策
- 孤独死防止でリスクを低減
- スタッフの努力・ご負担を軽減

いいこと 02
入居者様

- 一人暮らしの不安が軽減
- 家族に替えない事も相談できる
- もしもの時にサポート

いいこと 03
ご家族様
保証人様

- 入居可能なお部屋が増える
- 離れていても安心
- もしもの時の保険がある

シニア世帯の暮らしを見守って
安心・安全な住まいを供給!

ごあいさつ

社会の高齢化に伴い、独居高齢者の孤独死が増えています。

随替えや立ち退き等によって移転を余儀なくされた場合、住み慣れた土地で別の賃貸住宅への移転を望む方がほとんどです。しかし、空き部屋があっても、病気の増えによる入院、孤独死などシニア世帯のリスクが大きいため、賃貸契約に二の足を踏むオーナー様や管理会社様も多いことと思われます。

そこで弊社は、これまで10年以上にわたり自治体などへ提供してきたサービスをさらに発展させたシステムによって、シニア世帯の暮らしをサポートしリスクを軽減する事で、オーナー様や管理会社様の資産を有効活用するお手伝いをさせていただきます。

声を掛け合い、安心して暮らせる温かい社会の実現に貢献できましたら幸いです。



株式会社あんしんサポート
代表取締役 吉真 功一

グループ導入実績

※グループ企業が自治体との窓口になっているケースを含みます。

自治体

- 緊急通報システム事業
岡山県・高松市
愛知県・豊明市・江南市
岡山県・高松市
香川県・高松市・宇多津町
福岡県・糟屋市・筑紫野市
佐賀県・唐津市
大分県・佐伯市・杵築市・日出町・九重町
豊後大野市・竹田市・別府市・中津市・津久田市
熊本県・瀧山町
宮崎県・宮崎市・日之影町
鹿児島県・大和町

省庁

- 消費者庁
【高齢消費者の二次被害防止モデル事業被害防止事業】
(2013年)

不動産

- サポート提携企業 全国に展開中
所属団体
公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会
全国賃貸管理ビジネス協会

医療機関

- 全国の在宅医療実施医療機関133ヶ所

お問い合わせは



株式会社 あんしんサポート

〒814-0134 福岡県福岡市東区飯塚1丁目6-25 受付時間 平日9:00~17:00(土・日・祝日・休み)

企業サイト: <http://anshin-senior.com/>

シニアあんしん住宅「まごころ」専用サイト: anshin-senior.com

E-MAIL: info@anshin-senior.com FAX: 092-845-8322

高正住宅サービスネットワーク制度にもとづく

福岡県指定 居性支援法人

沖縄県居性支援協議会登録

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会加盟

全国賃貸管理ビジネス協会加盟



株式会社あんしんサポートはプライバシーマークを取得。
「事業活動包括保険」加入によりさらに補償を強化しています
保険内容
・コンタクトセンターでの業務全般に対する保険
・個人情報漏えいに関する保険



あんしん住宅.com
提携不動産会社様などが
ご覧いただけます。

シニアあんしん住宅
「まごころ」の説明動画が
ご覧いただけます。



あんしん見守りパック

ご紹介資料



お問い合わせ

メール：support@r65.co.jp

電話番号：050-3702-2103

About

あんしん見守りパックとは？

- 高齢者様に、部屋の提供を考えている大家さん
- 管理物件に、高齢の入居者様がいらっしゃる管理会社様
- 一人暮らしの高齢者様へ

入居者様のお一人暮らしを支え
大家様・管理会社様が安心して
貸し出せる仕組みです



電気による見守り

入居者様のプライバシーを守りつつ見守りができます。

+



家主費用・利益 保険

オーナー様、管理会社様の賃貸住宅の経営リスクを軽減する保険。

2つのサービスを合わせたパックが



980円(税別)～

MIMAMORI

💡 電気による見守りとは

これまでの見守りは...



監視されてる感



工事が必要

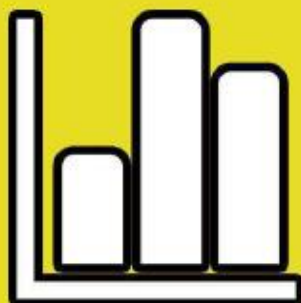


月額料金が高い



電気の使用量だけで
AIがお部屋を見守る

電気の使用量を一定期間記録し、そのデータを元に「いつもと違う」電気の使用量を検知することで、登録されたメールアドレスにメールを送信し異常を知らせます。



見守り電気なら入居者様の
プライバシーを守りつつ
見守りができます。

MIMAMORI

 電気による見守りの4つの特徴**見守り者のプライバシーを守る**

日常生活で使用する電気の使用量から異常を検知するので、入居者様には監視されてる不快感を感じにくくプライバシーを守ることができます。

圧倒的な低価格

他サービスと違う点としては、孤独死による物件価値の低下の防止に特化したサービスなので、低価格にてご提供することが可能となっております。

導入のしやすさ

工事や機械の設置は必要ありません。電気の切替や引っ越し等で新規のお申し込みを行うことで完了いたします。

コミュニケーションのきっかけに

通知のメールが来ることで、「見守られる方」と「見守り者」の間にコミュニケーションを取るきっかけが生まれることも特徴です。

ご注意

- ・指定の電力会社にお切り替え、もしくは新規ご契約が必要です。
- ・他社の電力会社でご契約はしないようお願いします。
- ・オール電化やエコキュートをお使いの物件は使用できません。
- ・長期で旅行や入院などで24時間以上家を空ける場合はR65もしくは電力会社へご連絡くださいませ。見守りをその間停止致します。

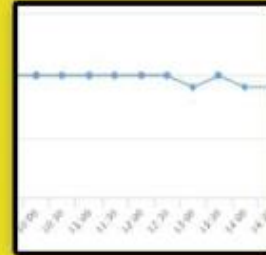
株式会社R65（土日祝休）→050-3702-2103
エッセンシャルエナジー株式会社（電力会社/土日祝休み）
→050-5526-2505

MIMAMORI

電気による見守りの仕組み

1. 見守り電気が電気使用量をチェック

加入者様の電気使用量を30分ごとにチェックし、「いつもと違う」を監視します。「いつもと違う」が約15時間から20時間続くと異常として検知します。



2. 入居者様にご連絡

異常を検知した場合、入居者様に自動音声にてご連絡をいたします。この際に、加入者様が電話に出ると異常がキャンセルされます。

3. 見守り者にご連絡

万が一電話に出られなかった場合は、あらかじめ登録を行った不動産管理会社様もしくはオーナー様へメールにて通知いたします。



4. 見守り者が駆け付けや警察へご相談

こちらのサービスは電気の使用量によって異常を感知した場合に見守り者へお知らせをするサービスです。駆け付けサービスはついておりません。ご注意ください。

HOKEN

♡ 家主費用・利益 保険

孤独死が起こってしまった際に...

事故物件リスクを
軽減する2つの保証



空室・値引き機関の
家賃保証



現状回復
費用保証

お問い合わせ

メール：support@r65.co.jp

電話番号：050-3702-2103

(4) 賃貸経営サポートプラン (日管協会員等向け)

(公財) 日本賃貸住宅管理協会の会員及び
会員と管理委託契約を締結している家主様へ



日管協

賃貸物件で「**孤独死**」等が
起こってしまったら…

リフォーム
費用

家賃の
値下げ

遺品整理の
業者費用

入居者が
行方不明

賃貸住宅の経営上大きなリスクとなる場合があります。

賃貸経営サポートプラン

(家主費用・利益保険)

POINT
1

孤独死対策に必要な費用を補償!

「家主費用・利益保険」により、孤独死・自殺・犯罪死の発生に伴う家賃損失・費用を補償します。

POINT
2

居住者が行方不明となった場合に負担した費用を補償!

「居住者所在不明時費用補償特約条項」により、建物明渡請求訴訟費用、
残置物整理費用等を補償します。*

*本特約条項に規定する「所在不明」の定義に該当し、所定の裁判手続きを行った場合に限りです。

POINT
3

日管協会員独自の補償内容で、安心の保険料!

日管協会員独自の補償内容で、建物の火災保険とは別に単独でご加入いただけます。

保険期間

2023年3月31日午後4時～2024年3月31日午後4時

随時募集中

2023年3月中の加入は、2023年3月31日始期、
4月以降の場合、毎月20日までの加入は当月末始期、21日以降の加入は翌月末始期

【注意点】

加入者証は発行されません。ご加入時の確認画面、申込完了メールが加入者証の代わりとなりますので、
大切に保管いただきますようお願い致します。

公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会

(5) 家主費用・利益保険 ((株) あんしんサポート提供サービスの付帯商品)



家主費用・利益保険

(費用・利益保険普通保険約款+家主費用・利益保険特約)

※ 本資料は当社のサービスに付帯されている保険に関するご説明を行う文書であり、保険の募集を行うものではありません。

もし、賃貸住宅で自殺や犯罪死、孤独死が発生した場合、家主には諸費用の支出(費用損害)と家賃収入の損失(喪失利益損害)が発生します。

自殺や犯罪死、孤独死の発生により、家主が被る費用損害や喪失利益損害を補償するのが、「家主費用・利益保険」です。

自殺や犯罪死、
孤独死が発生

費用損害	喪失利益損害
清掃・修復 遺品の整理	長期空室 賃料値下げ

◆ 費用損害に対する補償

被保険者の所有する賃貸住宅で自殺や犯罪死、孤独死が発生した場合、被保険者が以下の費用を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

原状回復費用	補償事由が発生した賃貸住宅等を賃借可能な状態に回復するために要した費用
遺品整理等費用	遺品整理、相続財産管理人専任申立費用、お祝いまたは供養の費用
空室期間短縮費用	空室期間の短縮を目的とした賃貸住宅の改装費用

※ 事故発生日から180日以内に支出した費用に限ります。
 ※ 各費用を合算して100万円が限度となります。
 ※ 上記費用に次の費用は含まれません。
 ・金利等、資金調達に関する費用
 ・被保険者の役職員の報酬・給与

◆ 喪失利益損害に対する補償

被保険者の所有する賃貸住宅で自殺や犯罪死、孤独死が発生した場合、被保険者が被る以下の喪失利益損害に対して、保険金をお支払いします。

家賃損失	補償事由が発生した賃貸住宅に空室期間が発生したことによる家賃収入の損失
家賃減少損失	値引き期間の発生による家賃収入の減少

※ 空室期間と値引期間の通算で12か月が限度となります。

照会・連絡先

契約者 株式会社あんしんサポート (http://anshin-senior.com) 福岡本社/コンタクトセンター 〒814-0134 福岡県福岡市城南区飯倉1-6-25 TEL:092-843-1881	代理店・扱者 双日インシュアランス株式会社 企業営業部 営業開発二課 〒100-8691 東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング7F TEL:03-6871-3992	引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 企業営業第四部 第一課 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL:03-3259-6638
--	--	--

このチラシは家主費用・利益保険(費用・利益保険普通保険約款+家主費用・利益保険特約)の特徴を説明したものです。詳しくは普通保険約款・特約・重要事項説明書でご確認ください。ご不明な点につきましては、下記照会・連絡先までお問い合わせください。

(4) 県内の地域包括支援センター設置状況

地域包括支援センター一覧											R5.4.1現在	
各市区町	種別	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	法人名	指定介護予防支援センター	センター	サブセンター		
1	広島市	包括支援センター	広島市基町地域包括支援センター	730-0011	広島市中区基町19-2-425	082-502-7955	082-502-7966	社会福祉法人福祉広医会	○	○		
2	広島市	包括支援センター	広島市鞆町地域包括支援センター	730-0004	広島市中区東白鳥町13-26	082-222-6608	082-222-6609	公益社団法人広島県看護協会	○	○		
3	広島市	包括支援センター	広島市国泰寺地域包括支援センター	730-0046	広島市中区昭和町12-2	082-249-0600	082-544-1456	医療法人翠清会	○	○		
4	広島市	包括支援センター	広島市吉島地域包括支援センター	730-0825	広島市中区光南1-4-6	082-545-1123	082-545-1124	医療法人あかね会	○	○		
5	広島市	包括支援センター	広島市江波地域包括支援センター	730-0834	広島市中区江波二本松2-6-27	082-296-4833	082-533-7100	社会福祉法人福祉広医会	○	○		
6	広島市	包括支援センター	広島市福木・温品地域包括支援センター	732-0032	広島市東区上品1-11-27-101	082-280-2330	082-562-2333	医療法人たかまき会	○	○		
7	広島市	包括支援センター	広島市戸坂地域包括支援センター	732-0003	広島市東区戸坂中町2-29	082-516-0051	082-516-0052	社会福祉法人藤田長生会	○	○		
8	広島市	包括支援センター	広島市牛田・早稲田地域包括支援センター	732-0066	広島市東区牛田本町5-1-2 7階	082-228-2033	082-221-7675	社会福祉法人うすい会広島光明学園	○	○		
9	広島市	包括支援センター	広島市二葉地域包括支援センター	732-0053	広島市東区若草町10-14はらたビル2階	082-263-3864	082-263-3870	社会福祉法人寿老園老人ホーム	○	○		
10	広島市	包括支援センター	広島市大州地域包括支援センター	732-0802	広島市南区大州1-1-26	082-581-6025	082-581-6026	社会福祉法人三篠会	○	○		
11	広島市	包括支援センター	広島市段原地域包括支援センター	732-0814	広島市南区段原南1-3-52 広島段原ショッピングセンター内2階	082-261-8588	082-261-8688	社会福祉法人広島常光福祉会	○	○		
12	広島市	包括支援センター	広島市翠町地域包括支援センター	734-0001	広島市南区出汐2-3-46	082-252-5500	082-252-5530	社会福祉法人光清学園	○	○		
13	広島市	包括支援センター	広島市仁保・楠郷地域包括支援センター	734-0025	広島市南区東本浦町26-8たおビル2階	082-286-6112	082-298-2234	医療法人社団広島厚生会	○	○		
14	広島市	包括支援センター	広島市宇品・似島地域包括支援センター	734-0004	広島市南区宇品神田3-7-15 坂本ビル2階	082-252-6456	082-252-6458	社会福祉法人広島和光園	○	○		
15	広島市	包括支援センター	広島市中広地域包括支援センター	733-0003	広島市西区三篠町1-8-21 2階	082-509-0288	082-230-8190	医療法人厚生堂長崎病院	○	○		
16	広島市	包括支援センター	広島市観音地域包括支援センター	733-0031	広島市西区観音町16-19 3階	082-292-3582	082-292-3172	広島中央保健生活協同組合	○	○		
17	広島市	包括支援センター	広島市己斐・己斐上地域包括支援センター	733-0812	広島市西区己斐町2-7-13	082-275-0087	082-275-0070	社会福祉法人はばたきの里	○	○		
18	広島市	包括支援センター	広島市古田地域包括支援センター	733-0872	広島市西区古江東町5-3-104	082-272-5173	082-272-5186	社会福祉法人広島県同胞援護財団	○	○		
19	広島市	包括支援センター	広島市庚午地域包括支援センター	733-0861	広島市西区草津東2-8-5	082-507-1210	082-271-3410	社会福祉法人広島県同胞援護財団	○	○		
20	広島市	包括支援センター	広島市井口台・井口地域包括支援センター	733-0842	広島市西区井口2-5-19	082-501-6681	082-276-5541	社会福祉法人広島県同胞援護財団	○	○		
21	広島市	包括支援センター	広島市城山北・城南地域包括支援センター	731-0103	広島市安佐南区緑井6-37-5-102	082-831-1157	082-876-1096	社会福祉法人楽友会	○	○		
22	広島市	包括支援センター	広島市安佐・安佐南地域包括支援センター	731-0121	広島市安佐南区中須2-19-6 3階	082-879-1876	082-879-7764	広島医療生活協同組合	○	○		
23	広島市	包括支援センター	広島市高取北・安西地域包括支援センター	731-0144	広島市安佐南区高取北1-17-41	082-878-9401	082-847-1475	社会福祉法人慈光会	○	○		
24	広島市	包括支援センター	広島市東原・新園東地域包括支援センター	731-0112	広島市安佐南区東原3-14-4	082-850-2220	082-850-1107	社会福祉法人慈光会	○	○		
25	広島市	包括支援センター	広島市鞆園・長束地域包括支援センター	731-0137	広島市安佐南区山本1-4-25	082-875-0511	082-875-0513	社会福祉法人広島良城会	○	○		
26	広島市	包括支援センター	広島市戸山・伴・大塚地域包括支援センター ※R5.4.12移転済	731-3165	広島市安佐南区伴中央2-5-6 ※(移転先)広島市安佐南区伴中央2-5-12	082-849-5860	082-849-5861	社会福祉法人和楽会	○	○		
27	広島市	包括支援センター	広島市白木地域包括支援センター	739-1301	広島市安佐北区白木町小越218-2	082-828-3361	082-828-7188	社会福祉法人三篠会	○	○		
28	広島市	包括支援センター	広島市高陽・亀崎・落合地域包括支援センター	739-1742	広島市安佐北区亀崎1-1-6 フジグラン高陽2階	082-841-5533	082-845-8811	社会福祉法人三篠会	○	○		
29	広島市	包括支援センター	広島市口田地域包括支援センター	739-1733	広島市安佐北区口田南7-11-22	082-842-8818	082-842-8835	医療法人社団うすい会	○	○		
30	広島市	包括支援センター	広島市三入・可部地域包括支援センター	731-0211	広島市安佐北区三入5-16-31	082-516-6611	082-516-6681	社会福祉法人広島県同胞援護財団	○	○		
31	広島市	包括支援センター	広島市亀山地域包括支援センター	731-0231	広島市安佐北区亀山4-2-36	082-819-0771	082-814-0501	社会福祉法人広島県同胞援護財団	○	○		
32	広島市	包括支援センター	広島市清和・日浦地域包括支援センター	731-3361	広島市安佐北区あさひが丘3-18-13-7-101	082-810-4688	082-810-4185	社会福祉法人I G L学園福祉会	○	○		
33	広島市	包括支援センター	広島市瀬野川東地域包括支援センター	739-0311	広島市安芸区瀬野2-17-33	082-820-3711	082-554-5021	医療法人社団長寿会	○	○		
34	広島市	包括支援センター	広島市瀬野川・船越地域包括支援センター	739-0321	広島市安芸区中野3-9-5	082-893-1839	082-893-1866	社会福祉法人慈楽福祉会	○	○		
35	広島市	包括支援センター	広島市阿戸・矢野地域包括支援センター	736-0083	広島市安芸区矢野東6-23-15	082-889-6605	082-889-5666	社会福祉法人あとと	○	○		
36	広島市	包括支援センター	広島市湯来・砂谷地域包括支援センター	738-0512	広島市佐伯区湯来町白砂82-4	0829-86-1241	0829-86-1242	社会福祉法人芸南福祉会	○	○		
37	広島市	包括支援センター	広島市五月が丘・美鈴が丘地域包括支援センター	731-5114	広島市佐伯区美鈴が丘西1-3-9	082-208-5017	082-208-5018	社会福祉法人平和会	○	○		
38	広島市	包括支援センター	広島市三和地域包括支援センター	731-5102	広島市佐伯区五日市町石内6405-1	082-926-0025	082-929-0200	社会福祉法人慈光会	○	○		
39	広島市	包括支援センター	広島市城山・五日市観音地域包括支援センター	731-5141	広島市佐伯区千回1-30-6	082-924-7755	082-924-7761	社会福祉法人双樹会	○	○		
40	広島市	包括支援センター	広島市五日市地域包括支援センター	731-5128	広島市佐伯区五日市中央2-4-40	082-924-0053	082-921-2865	社会福祉法人三篠会	○	○		

地域包括支援センター一覧											R5.4.1現在	
各市町	種別	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	法人名	指定介護 予防支援	センター	サブ センター		
41	広島市	包括支援センター 広島市五日市南 地域包括支援センター	731-5136	広島市佐伯区楽々園4-2-19-101	082-924-8051	082-924-8052	社会福祉法人三篠会	○	○			
42	呉市	包括支援センター 呉市中央地域包括支援センター	737-0032	呉市本町9-13	0823-20-6307	0823-21-7813	一般社団法人呉市医師会	○	○			
43	呉市	包括支援センター 呉市天応・吉浦地域包括支援センター	737-0862	呉市狩賀賀町3-16	0823-31-8390	0823-31-8401	社会福祉法人かかのが会	○	○			
44	呉市	包括支援センター 呉市昭地域包括支援センター	737-0903	呉市焼山西3-4-17	0823-30-5666	0823-33-0599	社会福祉法人白寿会	○	○			
45	呉市	包括支援センター 呉市宮原・警固屋地域包括支援センター	737-0024	呉市宮原13-9-4	0823-32-1006	0823-21-1662	社会福祉法人呉同済義会	○	○			
46	呉市	包括支援センター 呉市東部地域包括支援センター	737-0112	呉市広古新開2-1-3	0823-76-3333	0823-76-3334	社会福祉法人三篠会	○	○			
47	呉市	包括支援センター 呉市川尻・安浦地域包括支援センター	737-2516	呉市安浦町中央1-3-17	0823-70-6662	0823-70-6663	医療法人社団和恒会	○	○			
48	呉市	包括支援センター 呉市安芸灘地域包括支援センター	737-0401	呉市蒲刈町宮盛1-2	0823-66-1115	0823-66-1117	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	○	○			
49	呉市	包括支援センター 呉市音戸・倉橋地域包括支援センター	737-1206	呉市音戸町高須3-7-15	0823-27-8980	0823-27-8981	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	○	○			
50	竹原市	包括支援センター 竹原市地域包括支援センター	725-0026	竹原市中央3-13-5	0846-22-5494	0846-23-0084	社会福祉法人竹原市社会福祉協議会	○	○			
51	三原市	包括支援センター 三原市東部地域包括支援センターどりいむ	723-0003	三原市中之町6-31-1	0848-61-4410	0848-61-4420	医療法人大慈会	○	○			
52	三原市	包括支援センター 三原市南部地域包括支援センター三恵苑	723-0014	三原市城町3-1-1	0848-63-6775	0848-63-1715	医療法人善仁会	○	○			
53	三原市	包括支援センター 三原市中央地域包括支援センター三原市医師会	723-0051	三原市宮浦1-15-16	0848-63-7100	0848-63-7104	一般社団法人三原市医師会	○	○			
54	三原市	包括支援センター 三原市西部地域包括支援センター大空	729-0414	三原市下北方1丁目6-5	0848-86-2450	0848-86-2485	医療法人仁康会	○	○			
55	三原市	包括支援センター 三原市北部地域包括支援センターはーもにー	722-1412	三原市久井町和草1906-1	0847-32-5007	0847-32-5017	社会福祉法人三原市社会福祉協議会	○	○			
56	尾道市	包括支援センター 尾道市北部地域包括支援センター	722-0311	尾道市御調町107-1	0848-76-2495	0848-77-0033	尾道市（公立みづぎ総合病院）	○	○			
57	尾道市	包括支援センター 尾道市西部地域包括支援センター	722-0017	尾道市門田町22-5	0848-21-1262	0848-21-2131	社会福祉法人尾道市社会福祉協議会	○	○			
58	尾道市	包括支援センター 尾道市東部地域包括支援センター	722-0051	尾道市東尾道4-4	0848-56-0345	0848-55-0100	社会福祉法人浦崎会	○	○			
59	尾道市	包括支援センター 尾道市地域包括支援センター	722-8503	尾道市新高山3-1170-177 尾道市立市民病院内	0848-56-1212	0848-56-1210	尾道市	○	○			
60	尾道市	包括支援センター 尾道市南部地域包括支援センター	722-2211	尾道市因島中庄町1955	0845-24-1248	0845-24-3057	一般社団法人因島医師会	○	○			
61	尾道市	包括支援センター 尾道市南部地域包括支援センター瀬戸田支所	722-2416	尾道市瀬戸田町林1288-7	0845-27-3847	0845-27-3847	一般社団法人因島医師会			○		
62	尾道市	包括支援センター 尾道市向島地域包括支援センター	722-0073	尾道市向島町5888-1	0848-41-9240	0848-20-6866	社会福祉法人尾道さつき会	○	○			
63	福山市	包括支援センター 福山市地域包括支援センター三吉	721-0975	福山市西深津町6-6-10	084-973-0155	084-926-7371	医療法人人生和会	○	○			
64	福山市	包括支援センター 福山市地域包括支援センター三吉町南	720-0032	福山市三吉町南2-11-22	084-927-9039	084-922-8767	一般社団法人福山市医師会	○	○			
65	福山市	包括支援センター 福山市地域包括支援センター南本庄	720-0077	福山市南本庄3-1-52	084-920-8161	084-928-8167	医療法人社団宏仁会	○	○			
66	福山市	包括支援センター 福山市地域包括支援センター野上	720-0815	福山市野上町1-2-17	084-921-0210	084-921-0243	医療法人長川会	○	○			
67	福山市	包括支援センター 福山市地域包括支援センター箕島	721-0957	福山市箕島町5816-144	084-981-1856	084-981-1811	社会福祉法人せとうち	○	○			
68	福山市	包括支援センター 福山市地域包括支援センター赤坂	720-0843	福山市赤坂町大字赤坂1282-4	084-949-2170	084-949-2178	社会福祉法人啓善会	○	○			
69	福山市	包括支援センター 福山市地域包括支援センター南蔵王	721-0973	福山市南蔵王町6-16-54	084-940-1130	084-940-1135	NPO法人見守りふれあいセンター	○	○			
70	福山市	包括支援センター 福山市地域包括支援センター引野	721-0942	福山市引野町5-9-21	084-940-5090	084-943-7050	医療法人村上会	○	○			
71	福山市	包括支援センター 福山市地域包括支援センター坪生	721-0903	福山市坪生町黒坂7606	084-947-9090	084-947-3999	社会福祉法人東光会	○	○			
72	福山市	包括支援センター 福山市地域包括支援センター水香	720-0832	福山市水香町3344-1	084-956-2310	084-956-2938	医療法人社団常仁会	○	○			
73	福山市	包括支援センター 福山市地域包括支援センター水香サブセンター一筋	720-0202	福山市鞆町後地1296-2	084-982-3323	084-982-3952	医療法人社団常仁会			○		
74	福山市	包括支援センター 福山市西南部地域包括支援センター	729-0105	福山市南松永町2-8-12	084-933-6272	084-933-6273	一般社団法人松永沼隈地区医師会	○	○			
75	福山市	包括支援センター 福山市西南部地域包括支援サブセンター柳津	729-0114	福山市柳津町98-1	084-933-9898	084-930-4349	一般社団法人松永沼隈地区医師会			○		
76	福山市	包括支援センター 福山市西南部地域包括支援サブセンター今津	729-0111	福山市今津町3-9-8	084-933-3399	084-930-4700	一般社団法人松永沼隈地区医師会			○		
77	福山市	包括支援センター 福山市西南部地域包括支援サブセンター内海・沼隈	720-0392	福山市沼隈町草深1889-6	084-965-6702	084-965-6703	一般社団法人松永沼隈地区医師会			○		
78	福山市	包括支援センター 福山市北部地域包括支援センター	720-1132	福山市駅家町倉光435-2	084-976-0071	084-976-0084	一般社団法人府中地区医師会	○	○			
79	福山市	包括支援センター 福山市北部地域包括支援サブセンター芦田	720-1264	福山市芦田町福田189-1	084-950-0071	084-950-0084	一般社団法人府中地区医師会			○		
80	福山市	包括支援センター 福山市北部地域包括支援サブセンター駅家	720-1131	福山市駅家町万能倉96-1	084-977-0071	084-977-0225	一般社団法人府中地区医師会			○		

地域包括支援センター一覧

R5.4.1現在

各市区町	種類	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	法人名	指定介護予防支援センター	サブセンター	
81	福山市	福山市地域包括支援センター新市	729-3105	福山市新市町下安井3500	0847-51-3222	0847-51-5230	社会福祉法人新市福祉会	○	○	
82	福山市	福山市北部東地域包括支援センター	720-2125	福山市神辺町新徳田2-259	084-962-2495	084-962-2496	一般社団法人深安地区医師会	○	○	
83	福山市	福山市北部東地域包括支援サブセンター加茂	720-2419	福山市加茂町上加茂224-1	084-972-3124	084-972-8576	一般社団法人深安地区医師会		○	
84	福山市	福山市地域包括支援センターかななべ	720-2124	福山市神辺町川南1406-1	084-960-3890	084-960-3892	社会福祉法人安那福祉会	○	○	
85	府中市	府中市地域包括支援センター	726-8601	府中市府川町315	0847-40-0223	0847-45-5522	府中市	○	○	
86	府中市	府中市地域包括支援センター サブセンター府中	726-8501	府中市鶴飼町555-3 府中市民病院内	0847-46-4117	0847-40-0129	府中市		○	
87	府中市	府中市地域包括支援センター サブセンター上下	729-3431	府中市上下町上下1013番地4 上下地域共生交流センター内	0847-62-2231	0847-62-4564	府中市		○	
88	三次市	三次市地域包括支援センター	728-0013	三次市十日市東3-14-1 三次市福祉保健センター内	0824-65-1146	0824-65-1132	社会福祉法人三次市社会福祉協議会	○	○	
89	庄原市	庄原市地域包括支援センター	727-8501	庄原市中本町1-10-1	0824-73-1165	0824-75-0245	庄原市	○	○	
90	庄原市	庄原市地域包括支援センター西城サブセンター	729-5742	庄原市西城町中野1339	0824-82-2202	0824-82-2223	庄原市		○	
91	庄原市	庄原市地域包括支援センター東城サブセンター	729-5121	庄原市東城町川東1175	08477-2-5131	08477-2-5122	庄原市		○	
92	庄原市	庄原市地域包括支援センター口和サブセンター	728-0502	庄原市口和町向泉942	0824-87-2112	0824-87-2057	庄原市		○	
93	庄原市	庄原市地域包括支援センター高野サブセンター	727-0402	庄原市高野町新市1171-1	0824-86-2115	0824-86-2062	庄原市		○	
94	庄原市	庄原市地域包括支援センター比和サブセンター	727-0301	庄原市比和町比和1119-1	0824-85-3001	0824-85-2139	庄原市		○	
95	庄原市	庄原市地域包括支援センター総領サブセンター	729-3703	庄原市総領町下領家280-1	0824-88-3063	0824-88-2978	庄原市		○	
96	大竹市	大竹市地域包括支援センター	739-0603	大竹市西栄2-4-1	0827-53-1165	0827-52-2247	社会福祉法人大竹市社会福祉協議会	○	○	
97	大竹市	大竹市認知症対応・玖波地区地域包括支援センター	739-0651	大竹市玖波5-2-1	0827-57-7461	0827-57-5312	医療法人社団知仁会	○	○	
98	東広島市	東広島市基幹型地域包括支援センター	739-8601	東広島市西条栄町8-29	082-430-5330	082-423-2330	東広島市	○	○	
99	東広島市	東広島市西条北地域包括支援センター	739-0007	東広島市西条上丸6丁目1-9 1	082-431-6745	082-431-6746	社会医療法人千秋会	○	○	
100	東広島市	東広島市西条南地域包括支援センター	739-0025	東広島市西条中央6丁目3 1-3 8	082-422-1020	082-422-1030	医療法人好縁会	○	○	
101	東広島市	東広島市八本松地域包括支援センター	739-0151	東広島市八本松町原5 6 9 3 3-3	082-420-9717	082-420-9718	社会福祉法人広島県リハビリテーション協会	○	○	
102	東広島市	東広島市志和地域包括支援センター	739-0262	東広島市志和町志和東8 1 0-1	082-401-4110	082-433-5725	社会福祉法人みずほ会	○	○	
103	東広島市	東広島市高屋地域包括支援センター	739-2111	東広島市高屋町高屋郷3 4 8 6	082-426-5211	082-434-0465	社会福祉法人本永福祉会	○	○	
104	東広島市	東広島市黒潮地域包括支援センター	739-2692	東広島市黒潮町丸山1333	0823-82-0203	0823-27-4355	社会福祉法人白寿会	○	○	
105	東広島市	東広島市北部(福富・豊栄・河内)地域包括支援センター	739-2303	東広島市福富町久芳1545-1	082-435-2240	082-435-2098	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会	○	○	
106	東広島市	東広島市安芸津地域包括支援センター	739-2402	東広島市安芸津町三津4 3 9 8	0846-46-1305	0846-46-1306	社会福祉法人白寿会	○	○	
107	廿日市市	廿日市市地域包括支援センターはつかいち東部	738-8512	廿日市市新宮1-13-1 山崎本社 みんなのあいプラザ3階	0829-30-9158	0829-20-1611	社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団	○	○	
108	廿日市市	廿日市市地域包括支援センターはつかいち中部	738-0034	廿日市市宮内4286-1	0829-20-4580	0829-20-4590	医療法人みやうち	○	○	
109	廿日市市	廿日市市地域包括支援センターはつかいち西部	738-0042	廿日市市地御前1-3-28 学研廿日市市多世代サポートセンター2階	0829-30-9066	0829-30-9067	廿日市市	○	○	
110	廿日市市	廿日市市地域包括支援センターおのお	739-0492	廿日市市大野1-1-1	0829-50-0251	0829-55-1307	廿日市市	○	○	
111	廿日市市	廿日市市地域包括支援センターさいき	738-0292	廿日市市津田1989	0829-72-2828	0829-72-0415	廿日市市	○	○	
112	安芸高田市	安芸高田市地域包括支援センター	731-0521	安芸高田市吉田町常友1564-2	0826-47-1132	0826-47-1312	社会福祉法人安芸高田市社会福祉協議会	○	○	
113	江田島市	江田島市地域包括支援センター	737-2297	江田島市大柿町大原505	0823-43-1640	0823-57-4432	江田島市	○	○	
114	府中町	府中町地域包括支援センター	735-0023	府中町浜田本町5-25 ふれあい福祉センター内	082-285-7290	082-285-7292	社会福祉法人府中町社会福祉協議会	○	○	
115	海田町	海田町地域包括支援センター	736-8601	海田町上市14-18	082-821-3210	082-824-0291	海田町	○	○	
116	熊野町	熊野町地域包括支援センター	731-4292	熊野町中溝1-1-1	082-820-5615	082-855-0155	熊野町	○	○	
117	坂町	坂町地域包括支援センター	731-4311	坂町北新地2-3-10	082-885-3701	082-885-3660	社会福祉法人恩賜財団済生会	○	○	
118	安芸太田町	安芸太田町地域包括支援センター	731-3622	安芸太田町下殿河内236	0826-22-2031	0826-22-0686	安芸太田町	○	○	
119	北広島町	北広島町地域包括支援センター	731-1595	北広島町有田1234	050-5812-1853	0826-72-5242	北広島町	○	○	
120	大崎上島町	大崎上島町地域包括支援センター	725-0401	大崎上島町木江5-9 木江保健福祉センター	0846-67-0022	0846-62-0816	社会福祉法人大崎上島町社会福祉協議会	○	○	
121	世羅町	世羅町地域包括支援センター	722-1192	世羅町本郷947	0847-25-0072	0847-25-0070	世羅町	○	○	
122	神石高原町	神石高原町地域包括支援センター	720-1522	神石高原町小島1701	0847-89-3377	0847-85-3541	神石高原町	○	○	
								計	106	16

(5) 外国人相談窓口等

区 分	窓 口 名	内 容	主催団体
広 島 県	ひろしま外国人多言語総合 相談窓口(専門相談)	在留資格(ビザ)や社会保険・労働条件、法律・人権に関する相談に専門家と通訳者(10言語(遠隔通訳を含む。))が対応。 【対応言語】英語・中国語・ベトナム語・韓国語・タガログ語・ポルトガル語・インドネシア語・タイ語・スペイン語・ネパール語、ウクライナ語、ロシア語 【相談日】木・土曜日 10:00~12:00、13:00~16:00 第4木曜日 14:00~19:00 ※第4木曜日を除く12:00~13:00も前日までの相談予約で対応 【開設場所】ひろしま国際センター(広島市中区中町8-18) 【電話】0120-783-806(フリーダイヤル)	地域政策局国際課 連絡先:(082)513-2359 (委託先: (公財)ひろしま国際センター 連絡先:(082)541-3777)
広 島 市	広島市・安芸郡外国人相談窓口 ※広島市・安芸郡4町で共同設置運営	日本語で円滑にコミュニケーションできない広島市・安芸郡に住んでいる外国人住民等のために、生活支援に関する相談、日常生活に必要な行政サービスや生活情報の提供、行政機関等への同行通訳や電話での通訳などを行います。 【設置場所】広島国際会議場3階(広島市中区中島町1-5 平和記念公園内) 【対応言語】中国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・英語・フィリピン語 【相談日】月曜~金曜 9:00~16:00(祝日・年末年始・8月6日を除く) ※ただし、フィリピン語は週1~2日(金曜日ほか)のみ実施 (出張相談1)安芸区役所2階 区政調整課内(広島市安芸区船越南3-4-36) 【相談日・対応言語】第2水曜(ポルトガル語) 10:15~12:30、13:30~16:00 【相談日・対応言語】第3木曜(スペイン語) 10:15~12:30、13:30~16:00 (出張相談2)基町管理事務所内(広島市中区基町19-5) 【相談日・対応言語】第2火曜(中国語) 10:15~12:30、13:30~16:00 【専門相談(在留資格)】 広島出入国在留管理局職員による出張相談 広島国際会議場3階(広島市中区中島町1-5 平和記念公園内) 第2金曜 13:30~16:00(相談時間は1人30分) 相談日前日までに要予約	広島市市民局国際化推進課多文化共生担当 連絡先:(082)247-0127 (委託先: (公財)広島平和文化センター 国際部国際市民交流課 連絡先:(082)242-8879)
府 中 町			自治振興課 ※委託先:広島市を参照 連絡先:(082)286-3185
海 田 町			魅力づくり推進課 ※委託先:広島市を参照 連絡先:(082)823-9234
熊 野 町			生活環境課 ※委託先:広島市を参照 連絡先:(082)820-5606
坂 町			企画財政課 ※委託先:広島市を参照 連絡先:(082)820-1507
呉 市	外国人相談窓口	外国人住民を対象とした生活全般についての相談窓口 【対応言語】英語・中国語・ベトナム語 【相談日】[英語]月・火・木・金 9:00~18:00 [中国語]月・水・木・金 9:00~18:00 [ベトナム語]火・水・木・金 9:00~18:00 土・日は10:00~18:00 【対応言語】【ポルトガル語・英語】月・火・木・金 9:00~17:00 土 10:00~18:00	呉市国際交流センター 連絡先:(0823)25-5604
竹 原 市	外国人相談窓口	生活に関する相談対応。 ※一般職員の対応	市民課 連絡先:(0846)22-7734
三 原 市	多言語相談窓口	市内在住の外国人を対象に、情報提供及び生活に関する相談対応を行う。 【対応言語】英語 ※その他言語はビデオ通訳及び機械通訳等で対応 【相談日】月~金 8:30~17:15 【場所】市役所本庁舎4階 経営企画課	経営企画課 連絡先:(0848)67-6270
尾 道 市	外国人相談窓口	生活に関する相談対応。 ※一般職員の対応	秘書広報課 連絡先:(0848)38-9395
福 山 市	在住外国人相談窓口	市内の在住外国人を対象にした、在住外国人生活相談員等による暮らしの相談、市役所等の業務に係る通訳を行う。 市役所本庁 【対応言語】英語・中国語・ベトナム語 【相談日】英語 月~金 9:00~13:00、14:00~16:00 中国語 月~金 8:30~12:00、13:00~15:30(予約制) ベトナム語 月~金 9:00~12:00、13:00~16:00 ※ベトナム語:水曜日は9:00~13:00まで 【場 所】市役所本庁1階市民生活課 【電 話】084-928-1125(英語・ベトナム語) 084-928-1211(中国語) 松永支所 【対応言語】ポルトガル語・英語 【相談日】ポルトガル語 月~金 9:00~17:15 英語 月~金 10:15~13:00、14:00~17:15 【場 所】松永支所松永市民サービス課 【電 話】084-930-0780 オンライン外国人相談窓口 【対応言語】英語・中国語・ベトナム語・ポルトガル語 【受付など】月~金 8:30~17:15 Facebookで受付。 平日開庁時間内に相談員が相談に対応。 【相談方法】Facebookによるチャット、もしくはTeamsによる通話。 【URL】https://m.facebook.com/fukuyama.city.multilingual.consultations/ ※いずれも、その他言語は自動翻訳機で対応	市民生活課 連絡先:(084)928-1050、1153

区分	窓口名	内 容	主催団体
府 中 市	外国人相談窓口	生活に関する相談対応。 ※一般職員の対応	地域振興課 連絡先：(0847)43-7118
三 次 市	在住外国人のための生活相談	市内及び近隣に在住する外国人を対象に、生活相談を実施。 【相談日】毎週木曜日 ※電話予約 【場 所】みよしまちづくりセンター	定住対策・暮らし支援課 (一財)三次国際交流協会 (三次市定住対策・暮らし支援課内) 連絡先：(0824)62-6242
庄 原 市	外国籍市民相談	外国籍市民を対象とした日常生活に係る相談対応を行う。 (しょうばら国際交流協会事務局が対応) 【開設日】月～金(祝祭日を除く) 8:30～17:15	しょうばら国際交流協会 連絡先：(0824)72-8285
大 竹 市	外国人相談窓口	生活に関する相談対応。 ※一般職員の対応	企画財政課 連絡先：(0827)59-2125
東 広 島 市	外国人相談窓口	市内在住の外国人を対象に、情報提供及び生活に関する相談対応を行う。 【対応言語】英語・ポルトガル語・中国語・ベトナム語 【相談日】〔英語〕月～金 9:00～17:00 日 13:00～17:00 土 9:00～13:00 〔ポルトガル語〕水・木・土 9:00～13:00 〔中国語〕月・火・日 9:00～13:00 土 13:00～17:00 〔ベトナム語〕日 13:00～17:00 【場 所】東広島市市民文化センター1階コミュニケーションコーナー	東広島市 委託：(公財)東広島市 教育文化振興事業団 連絡先：(082)424-3811 コミュニケーションコーナー 直通：(082)423-1922
	外国人相談窓口(法律相談)	市内在住の外国人を対象に、弁護士が法律相談に応じる。 【対応言語】英語・ポルトガル語・中国語※1週間前までに予約 【相談日】月1回 土曜日 ①13時～ ②14時～ ③15時～ 【場 所】東広島市市民文化センター2階 研修室	
廿 日 市	在住外国人のための生活相談	在住外国人を対象にした、多文化共生推進員による生活相談、市役所等の業務に係る通訳・口翻訳を行う。 【対応言語】中国語【開設日】火・木 9:00～16:00 【対応言語】英語【開設日】水・金 9:00～16:00 【対応言語】タガログ語【開設日】水・金 9:00～16:00 【対応言語】ベトナム語【開設日】木 9:00～16:00	国際交流・多文化共生室 連絡先：(0829)30-0201
	ニッポン生活・市民相談窓口	在住外国人の日常的市民レベルの相談から、法的紛争に至るトラブル相談まで、ボランティアと通訳者(6ヶ国語)が対応。 必要場合は法テラス等専門機関へつなぐ。 【対応言語】英語、韓国語、中国語、スペイン語、フランス語、フィリピン語 【開設場所】市民グループええじゃん(Asian) (廿日市駅前4-27) 【相談日】随時、電話予約	一般社団法人ええじゃん(Asian) 連絡先：(0829)31-2224
安 芸 高 田 市	外国人相談窓口	市内外在住の外国人を対象に、情報提供及び生活に関する相談対応を行う。 【対応言語】英語・中国語・ポルトガル語(他言語は、オンライン対応) 【相談日】〔英語〕月～金 8:30～16:00 〔ポルトガル語〕月～金 9:30～16:00 〔中国語〕月～金 9:30～16:00 【開設場所】市役所社会環境課	人権多文化共生推進係 連絡先：(0826)42-1126
		【対応言語】英語・ポルトガル語・中国語(他言語は、オンライン対応) 【開設場所】安芸高田多文化共生センターきらり 【相談日】月～日 9:00～20:00	NPO法人安芸高田市国際交流協会 連絡先：050-5847-9666
江 田 島 市	外国人相談窓口	市内在住の外国人を対象に、多文化共生相談員が生活相談や行政手続きの支援を行う。 【対応言語】英語・タガログ語 【相談日】〔英語・タガログ語〕月～金 9:00～16:00	人権推進課 連絡先：(0823)43-1635
安 芸 太 田 町	外国人相談窓口	生活に関する相談対応。 ※一般職員の対応	住民課 連絡先：(0826)28-2116
北 広 島 町	外国人相談窓口	生活に関する相談対応。 ※一般職員の対応	町民課人権・生活総合相談センター 連絡先：050-5812-5020
大 崎 上 島 町	外国人相談窓口	生活に関する相談対応。 ※一般職員の対応	住民課 連絡先：(0846)65-3113
世 羅 町	外国人相談窓口	生活に関する相談対応。 ※一般職員の対応	企画課 連絡先：(0847)22-3206
神 石 高 原 町	外国人相談窓口	生活に関する相談対応。 ※一般職員の対応	政策企画課 連絡先：(0847)89-3351

(6) 県内保健所における相談窓口一覧（精神保健）

相談機関名	担当課	住所	電話	管轄市町
西部保健所	保健課	廿日市市桜尾 2 丁目 2-68	0829-32-1181	廿日市市・大竹市
広島支所	保健課	広島市中区基町 10-52	082-513-5521	安芸高田市・府中町・海田町・熊野町 坂町・安芸太田町・北広島町
呉支所	厚生保健課	呉市西中央 1 丁目 3-25	0823-22-5400	江田島市・(一部業務:呉市)
西部東保健所	保健課	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	082-422-6911	東広島市・竹原市・大崎上島町
東部保健所	保健課	尾道市古浜町 26-12	0848-25-4640	三原市・尾道市・世羅町
福山支所	保健課	福山市三吉町 1 丁目 1 番 1 号	084-921-1413	府中市・神石高原町 (一部業務:福山市)
北部保健所	保健課	三次市十日市東 4 丁目 6-1	0824-63-5181	三次市・庄原市

相談機関名	担当課	住所	電話	
広島市	中保健センター	地域支えあい課	広島市中区大手町 4 丁目 1-1	082-504-2109
	東保健センター	地域支えあい課	広島市東区蟹屋町 9-34	082-568-7735
	南保健センター	地域支えあい課	広島市南区皆実町 1 丁目 4-46	082-250-4133
	西保健センター	地域支えあい課	広島市西区福島町 2 丁目 24-1	082-294-6384
	安佐南保健センター	地域支えあい課	広島市安佐南区中須 1 丁目 38-13	082-831-4944
	安佐北保健センター	地域支えあい課	広島市安佐北区可部 3 丁目 19-22	082-819-0616
	安芸保健センター	地域支えあい課	広島市安芸区船越南 3 丁目 2-16	082-821-2820
	佐伯保健センター	地域支えあい課	広島市佐伯区海老園 1 丁目 4-5	082-943-9733
呉市	西保健センター	地域保健課	呉市和庄 1 丁目 2-13	0823-25-3542
	東保健センター	地域保健課	呉市広古新開 2 丁目 1-3	0823-71-9176
福山市保健所	健康推進課	福山市三吉町南 2 丁目 11 番 22 号	084-928-3421	

(7) 県内の相談窓口一覧【自立相談支援機関】

自治体名	事業実施者(※)	窓口名	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス	
広島市	社会福祉法人 広島市社会福祉協議会	中区くらしサポートセンター	広島市中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル5階 中区社会福祉協議会内	(082)545-8388			
		東区くらしサポートセンター	広島市東区真福町9-34 東区総合福祉センター4階 東区社会福祉協議会内	(082)568-6887			
		南区くらしサポートセンター	広島市南区菅菜町一丁目4-46 南区役所別館3階 南区社会福祉協議会内	(082)250-5677			
		西区くらしサポートセンター	広島市西区福島町二丁目24-1 西区地域福祉センター4階 西区社会福祉協議会内	(082)235-3566			
		安佐南区くらしサポートセンター	広島市安佐南区中須一丁目38-13 安佐南区総合福祉センター5階 安佐南区社会福祉協議会内	(082)831-1209			
		安佐北区くらしサポートセンター	広島市安佐北区百部三丁目19-22 安佐北区総合福祉センター5階 安佐北区社会福祉協議会内	(082)815-1124			
		安芸区くらしサポートセンター	広島市安芸区船越南三丁目2-16 安芸区総合福祉センター3階 安芸区社会福祉協議会内	(082)821-5662			
		佐伯区くらしサポートセンター	広島市佐伯区稚老園一丁目4-5 佐伯区役所別館5階 佐伯区社会福祉協議会内	(082)943-8797			
		福祉の窓口	呉市中央一丁目1番6号 呉市役所2階	(082)325-3571			kurasapo@shakyohiroshima-city.or.jp
		竹原市	社会福祉法人 社会福祉協議会	生活困難者自立支援相談窓口	竹原市中央三丁目13番5号	(082)24-6813	
三原市	社会福祉法人 社会福祉協議会	自立相談支援センターみはら	三原市城町一丁目2番1号 三原市総合健康福祉センター4階	(0846)22-5131			
尾道市	社会福祉法人 尾道市社会福祉協議会	くらしサポートセンター尾道	尾道市門田町22番5号 尾道市総合福祉センター内	(0848)21-0322		kurashi@onomichi-shakyo.jp	
福山市	社会福祉法人 福山市社会福祉協議会	生活困難者自立支援センター	福山市東桜町3番5号福山市役所1階	(084)959-2155		f-shakyo-konkyu@eos.ocn.ne.jp	
府中市	社会福祉法人 府中市社会福祉協議会	府中くらしサポートセンター	広島県府中市広谷町919-3				
三次市	一般社団法人 地域包括支援センターみよし	三次市生活サポートセンター	三次市十日市東3丁目14番1号 三次市福祉保健センター2階	(0824)65-1180			
庄原市	社会福祉法人 庄原市社会福祉協議会	自立相談支援事業たんぽぽ	庄原市西本町4丁目5番26号	(0824)75-0345			
大竹市	社会福祉法人 大竹市社会福祉協議会	よりそいサポートセンター	大竹市西栄2丁目4番1号	(082)735-5300			
東広島市	社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会	東広島市生活支援センター	東広島市西茶室町8番29号	(082)420-0410	(082)420-0984	seikatsu0410@soyokazenet.jp	
廿日市市	社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会	はつかいち生活支援センター	廿日市新第一丁目13番1号 山崎本社みんなのあいプラザ3階 生活福祉課内	(0829)20-4080	(0829)20-5412	seikatsu@hatsupy.jp	
安芸高田市	社会福祉協議会	社会福祉課	安芸高田市百田町吉田791番地	(0826)42-5615	(0826)42-2130	shakufufukushi@city.akitakata.lg.jp	
江田島市	社会福祉法人 江田島市社会福祉協議会	くらしサポートセンターえたじま	江田島市能登町鹿川2060番地	(0823)27-7770	(0823)27-7780	kurasapo@etajima-syakyo.org	
府中市	福祉課	福祉課	安芸郡府中町大通三丁目5-1	(082)286-3159	(082)283-5775		
海田町	海田町福祉事務所	福祉課	安芸郡海田町上町14番18号	(082)823-9220	(082)823-9627	hukushi@town.kaita.lg.jp	
熊野町	健康福祉部 社会福祉課	健康福祉課	安芸郡熊野町中溝1-1-1	(082)820-5614	(082)855-0155	shakuku@town.kumano-hiroshima.jp	
坂町	民生課	民生課	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号	(082)820-1505	(082)820-1521	minsei@town.saka.lg.jp	
安芸太田町	社会福祉法人 安芸太田町社会福祉協議会	生活困難者自立支援相談窓口	山県郡安芸太田町大字中筒寛2802番地5	(0826)32-2226	(0826)32-2048	shakyo-akota01@ab.wakwak.com	
北広島町	福祉課	福祉課	山県郡北広島町有田1234番地	(080)5812-1851	(0826)72-5242	seikatu@town.kita-hiroshima.lg.jp	
大崎上島町	社会福祉法人 大崎上島町社会福祉協議会	くらしの相談支援室	豊田郡大崎上島町木江5-9	(0846)62-1718 080-6345-1951	(0846)62-0816	kurashiodan@syakyo.net	
世羅町	世羅保健福祉センター内 福祉課 生活支援係	世羅保健福祉センター内 福祉課 生活支援係	世羅郡世羅町大字本郷847	(0847)25-0072	(0847)25-0070	fukushi@town.sera-hiroshima.jp	
神石高原町	社会福祉法人 神石高原町社会福祉協議会	くらしサポートセンター神石高原	神石郡神石高原町小島1748	(0847)85-2330	(0847)89-3005	jks-sanwa@aj.wakwak.com	

※自立相談支援事業を委託する場合は委託先

(8) 県内市町の相談窓口一覧【高齢者福祉】

	市町	担当課	電話番号	参考情報
1	広島市	高齢福祉課 地域包括ケア推進課	082-504-2145 082-504-2648	https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/index-2.html https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kourei/804.html
2	呉市	高齢者支援課	0823-25-3138	https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/150/
3	竹原市	健康福祉課 介護福祉係	0846-22-7743	https://www.city.takehara.lg.jp/iryo_kenko_fukushi/koreishafukushi_kaiigo/koreishamukenosu_port/index.html
4	三原市	高齢者福祉課 地域福祉係	0848-67-6055	https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/15/minsei2.html
5	尾道市	高齢者福祉課 高齢者福祉係	0848-38-9137	http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/22/
6	福山市	高齢者支援課	084-928-1065	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/koreisha/
7	府中市	介護保険課 介護福祉係	0847-40-0223	http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/kurashi/koreisha/fukushi/koureiisyaseikatu/index.html
8	三次市	高齢者福祉課 高齢者福祉係	0824-62-6145	http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/shiruba_m/kaijohokenigai.html
9	庄原市	高齢者福祉課 高齢者福祉係	0824-73-1165	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/health/koreisha/cat04/post_553.html
10	大竹市	地域介護課 介護高齢者係	0827-59-2144	http://www.city.otake.hiroshima.jp/kenko/kourei/1455553183185.html
11	東広島市	地域包括ケア推進課 包括ケア推進係	082-420-0984	https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/kenkofukushi/3/7/2079.html
12	廿日市市	地域包括ケア推進課	0829-30-9167	https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/37/12374.html
13	安芸高田市	健康長寿課 高齢者生活支援係	0826-47-1281	https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/kourei/hukusi
14	江田島市	高齢介護課 地域包括支援センター	0823-43-1640	http://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/204
15	府中町	高齢介護課 高齢者福祉係	082-286-3256	https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/10/1719.html
16	海田町	長寿保険課	082-823-9609	https://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/19/82.html
17	熊野町	高齢者支援課 高齢者福祉グループ	082-820-5605	http://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/contents/1478653217242/index.html
18	坂町	保険健康課	082-820-1504	http://www.town.saka.lg.jp/kurashi/fukushi/kourei/1478653217242/index.html
19	安芸太田町	福祉課	0826-25-0250	http://www.akiota.jp/soumu/lifeivent_007.html
20	北広島町	保健課 地域介護係	050-5812-1853	https://www.town.kitahiroshima.lg.jp.soshiki/8/
21	大崎上島町	福祉課 福祉指導係	0846-62-0301	http://www.town.osakikami.jima.hiroshima.jp/docs/2014022000021/
22	世羅町	福祉課 高齢者支援係	0847-25-0072	http://www.town.sera.hiroshima.jp/hukushi/service.html
23	神石高原町	保健福祉課 高齢者福祉係 (地域包括支援センター)	0847-89-3377	http://www.jinsekigun.jp/town/1/5/

(9) 県内市町の相談窓口一覧【介護保険】

	市町	担当課	電話番号	参考情報
1	広島市	介護保険課	082-504-2173	https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kaigo/2263.html
2	呉市	介護保険課	0823-25-3136	https://www.city.kure.lg.jp/life/1/4/30/
3	竹原市	健康福祉課 介護福祉係	0846-22-7743	https://www.city.takehara.lg.jp/ryo/kenko_fukushi/koreishafukushi_kaigo/kaigohoken/index.html
4	三原市	高齢者福祉課 介護保険係	0848-67-6240	https://www.city.mihara.hiroshima.jp/life/1/5/30/
5	尾道市	高齢者福祉課 介護保険係	0848-38-9118	https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/22/1913
6	福山市	介護保険課	084-928-1166	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kaigo/
7	府中市	介護保険課 介護福祉係	0847-40-0222	http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/kurashi/koreisha/kaigohoken/index.html
8	三次市	高齢者福祉課 介護保険係	0824-62-6387	http://www.city.miyooshi.hiroshima.jp/hisyo_m/kurashi/koureisya.html
9	庄原市	高齢者福祉課 介護保険係	0824-73-1167	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/health/koreisha/cat01/
10	大竹市	地域介護課 介護高齢者係	0827-59-2144	http://www.city.otake.hiroshima.jp/kenko/kaigohoken/index.html
11	東広島市	介護保険課	082-420-0937	http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/kenko/koreishafukushi/2/index.html
12	廿日市市	高齢介護課	0829-30-9155	https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/36/11837.html
13	安芸高田市	保険医療課	0826-42-5618	https://www.akitakata.jp/ia/shisei/section/hoken/
14	江田島市	高齢介護課 介護支援係	0823-43-1651	https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/categories/show/499
15	府中町	高齢介護課 高齢者福祉係	082-286-3256	https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/10/1654.html
16	海田町	長寿保険課	082-823-9609	https://www.town.kaita.lg.jp/life/1/3/21/
17	熊野町	高齢者支援課 高齢者福祉グループ	082-820-5605	http://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/genre/100000000742/index.html
18	坂町	保険健康課	082-820-1504	http://www.town.saka.lg.jp/kurashi/kaigo/kaigohoken/
19	安芸太田町	福祉課	0826-25-0250	http://www.akiota.jp/fukushi/kaigohoken.html
20	北広島町	保健課 介護保険係	050-5812-1853	http://www.town.kitahiroshima.lg.jp.soshiki/9/
21	大崎上島町	福祉課 介護保険係	0846-62-0301	http://www.town.osakikamijima.hiroshima.jp/docs/2014022500019/
22	世羅町	福祉課	0847-25-0072	http://www.town.sera.hiroshima.jp/list/lifeguide_02.html
23	神石高原町	保健福祉課 介護保険係	0847-89-3535	http://www.jinseki-gun.jp/town/1/kaigo/

(10) 県内市町の相談窓口一覧【障害者支援】

	市町	担当課	電話番号	参考情報
1	広島市	障害自立支援課	082-504-2148	https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu01/18849.html
2	呉市	障害福祉課	0823-25-3523	https://www.city.kure.lg.jp/life/1/9/41/
3	竹原市	健康福祉課 障害福祉係	0846-22-7743	https://www.city.takehara.lg.jp/iryo/kenko_fukushi/5229.html
4	三原市	社会福祉課 障害者福祉係	0848-67-6060	https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/14/
5	尾道市	社会福祉課 障害福祉係	0848-38-9124	https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/life/11/58/
6	福山市	障がい福祉課	084-928-1208	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shogai/fukushi/
7	府中市	健康推進課 元気づくり係	0847-47-1310	http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/kennkofukushibu/kenkosuishinka/index.html
8	三次市	社会福祉課 障害者福祉係	0824-65-2051	http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/hisyom/kurashi/shakafukushisyougai/syafukushi.html
9	庄原市	社会福祉課 障害者福祉係	0824-73-1210	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/health/shogai/sha/
10	大竹市	福祉課 障害福祉係	0827-59-2146	http://www.city.otake.hiroshima.jp/kenko/shogai/index.html
11	東広島市	障害福祉課 東広島市子育て・障害総合支援センター（はあとふる）	082-420-0180 082-493-6073	http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/kenkofukushi/6/index.html https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/kenkofukushi/6/9/2343.html
12	廿日市市	障害福祉課 障害福祉グループ	0829-30-9152	https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/34/12132.html
13	安芸高田市	社会福祉課 障害者福祉係	0826-42-5615	https://www.akitakata.jp/ja/shimin/hukushi-nenkin/shimin_shougai/sha/
14	江田島市	社会福祉課	0823-43-1638	http://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/categories/articles/52
15	府中町	福祉課 障害者福祉係	082-286-3161	https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/life/1/9/53/
16	海田町	社会福祉課	082-823-9207	https://www.town.kaita.lg.jp/life/1/9/50/
17	熊野町	社会福祉課 地域・障害者福祉グループ	082-820-5635	http://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/genre/100000000739/index.html
18	坂町	民生課	082-820-1505	http://www.town.saka.lg.jp/kurashi/fukushi/
19	安芸太田町	福祉課	0826-25-0250	http://www.akiota.jp/menu00000457.html
20	北広島町	福祉課 地域福祉係	050-5812-1851	http://www.town.kitahiroshima.lg.jp.soshiki/8/
21	大崎上島町	福祉課 福祉指導係	0846-62-0301	http://www.town.osakikamijima.hiroshima.jp/docs/2014020500141/
22	世羅町	福祉課 障害者支援係	0847-25-0072	http://www.town.sera.hiroshima.jp/list/lifeguide_02.html
23	神石高原町	保健福祉課 障害者生活福祉係	0847-89-3335	http://www.jinseki-gun.jp/town/1/4/

(11) 県内市町の相談窓口一覧【子育て支援】

	市町	担当課	電話番号	参考情報	子育て支援サイト
1	広島市	中区 地域支えあい課	082-504-2739	https://www.city.hiroshima.lg.jp/life/1/9/	
		東区 地域支えあい課	082-568-7794		
		南区 地域支えあい課	082-250-4160		
		西区 地域支えあい課	082-294-6519		
		安佐南区 地域支えあい課	082-831-5017		
		安佐北区 地域支えあい課	082-819-0639		
		安芸区 地域支えあい課	082-821-2827		
		佐伯区 地域支えあい課	082-943-9773		
2	呉市	子ども家庭相談課	0823-25-3173	https://www.city.kure.lg.jp/life/1/1/2/	https://kure-kosodate.com/
3	竹原市	社会福祉課子ども福祉係	0846-22-7742	https://www.city.takehara.lg.jp/kosodate_kyoiku/index.html	
4	三原市	子育て支援課子育て支援係	0848-67-6045	https://www.city.mihara.hiroshima.jp/life/1/8/39/	
5	尾道市	子育て支援課子育て支援係	0848-38-9205	https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/23/	
6	福山市	ネウボラ推進課	084-928-1053	https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/neuvola/	
7	府中市	女性こども課こども家庭係	0847-43-7139	http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/kurashi/kenko/index.html	http://fuchu-chuchu.jp/
8	三次市	子育て支援課育児支援係	0824-62-6148	http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/hisho_m/kosodate/kosodate.html	
9	庄原市	児童福祉課あんしん支援係	0824-73-0051	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/lifestage/lis02/	
10	大竹市	福祉課児童係	0827-59-2148	http://www.city.otake.hiroshima.jp/kosodate/shien/index.html	http://www.city.otake.hiroshima.jp/kosodate_info/index.html
11	東広島市	こども家庭課	082-420-0407	http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/kosodate_kyoiku/kenko/index.html	https://higashihiroshima-city.mamafre.jp/
12	廿日市市	子育て応援室	0829-30-9129	https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/life/1/8/	
13	安芸高田市	子育て支援課	0826-47-1283	http://www.akitakata.jp/ja/guide/kosodate/	http://www.akitakata.jp/ja/sukusuku/
14	江田島市	子育て支援課	0823-42-2852	http://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/categories/articles/198	
15	府中町	子育て支援課こども家庭係	082-286-3163	http://www2.town.fuchu.hiroshima.jp/site/kosodateshienna/	
16	海田町	こども課	082-823-9227	https://www.town.kaita.lg.jp/life/1/1/3/	
17	熊野町	子育て支援課	082-820-5623	http://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/genre/100000000078/index.html	http://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/genre/1378276564776/index.html
18	坂町	民生課	082-820-1505	http://www.town.saka.lg.jp/kurashi/kosodate_kyouiku/	
19	安芸太田町	教育課	0826-22-1212	http://www.akiota.jp/child_info.html	
20	北広島町	福祉課子育て支援係	050-5812-1851	https://www.town.kitahiroshima.lg.jp.soshiki/8/	
21	大崎上島町	福祉課福祉指導係	0846-62-0301	http://www.town.osakikamijima.hiroshima.jp/lifeevent/kosodate.html	
22	世羅町	子育て支援課子育て支援係	0847-25-0295	http://www.town.sera.hiroshima.jp/list/lifeguide_09.html	
23	神石高原町	子育て応援課	0847-89-3368	http://www.jinsekigun.jp/town/introduction/formation/kosodate/kosodate/neu_nijiirou/	

(12) 県内市町の相談窓口一覧【民生委員・児童委員】

	市町	担当課	電話番号	参考情報
1	広島市	中区 地域支えあい課 地域包括支援係	082-504-2852	https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/chihukushi/18418.html
		東区 地域支えあい課 地域包括支援係	082-568-7731	
		南区 地域支えあい課 地域包括支援係	082-250-4109	
		西区 地域支えあい課 地域包括支援係	082-294-6512	
		安佐南区 地域支えあい課 地域包括支援係	082-831-5003	
		安佐北区 地域支えあい課 地域包括支援係	082-819-0588	
		安芸区 地域支えあい課 地域包括支援係	082-821-1707	
		佐伯区 地域支えあい課 地域包括支援係	082-943-9575	
		福祉保健課	0823-25-3265	
		社会福祉課 福祉係	0846-22-2946	
3	竹原市	社会福祉課 福祉係	0846-22-2946	https://www.city.takehara.lg.jp/iryo/kenko_fukushi/tiiki/fukushi/4286.html
4	三原市	高齢者福祉課 地域福祉係	0848-67-6055	http://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/15/minsei2.html
5	尾道市	社会福祉課 庶務係	0848-38-9122	https://www.city.otomichi.hiroshima.jp/soshiki/21/2347.html
6	福山市	福祉総務課	084-928-1045	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/fukushisomu/60476.html
7	府中市	福祉課 地域福祉係	0847-43-7148	
8	三次市	社会福祉課 社会福祉係	0824-62-6146	
9	庄原市	社会福祉課 生活福祉係	0824-73-1166	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/health/shakai/fukushi/post_29.html
10	大竹市	地域介護課 地域支援係	0827-28-6226	
11	東広島市	地域共生推進課 地域共生推進係	082-420-0932	http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/kenko/shakai/fukushi/2/6450.html
12	廿日市市	健康福祉総務課	0829-30-9151	
13	安芸高田市	社会福祉課 社会福祉係	0826-42-5615	http://www.akitakata.jp/ia/shisei/section/syakaifukushi/chihukushi/
14	江田島市	社会福祉課	0823-43-1638	http://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/464
15	府中町	福祉課 地域福祉係	082-286-3162	
16	海田町	社会福祉課	082-823-9207	https://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/13/2163.html
17	熊野町	社会福祉課 地域・障害者福祉グループ	082-820-5635	http://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/contents/1314834710825/index.html
18	坂町	民生課	082-820-1505	http://www.town.saka.lg.jp/kurashi/kosodate_kyouiku/other/minsei.in.html
19	安芸太田町	住民課	0826-28-2116	
20	北広島町	福祉課 地域福祉係	050-5812-1851	
21	大崎上島町	福祉課 生活福祉係	0846-62-0302	
22	世羅町	福祉課	0847-25-0072	
23	神石高原町	保健福祉課	0847-89-3335	

(13) 県内市町の公営住宅担当課窓口一覧

※下表はウェブサイトにも掲載しています。



広島県 住宅セーフティネット制度 で検索

公的賃貸住宅の受付窓口一覧				
	対象住宅	受付窓口	電話番号	掲載ホームページ (下記をクリックしてください)
1	県営住宅	各地区の指定管理者	右記HPで ご確認下さい	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/108/1182992095227.html
2	広島市 市営住宅	各区役所建築課	右記HPで ご確認下さい	https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/iyutaku/6265.html
3	呉市 市営住宅	指定管理者 (株)くれせん指定管理者事業部	0823-32-2488	https://www.city.kure.lg.jp/life/1/11/49/
4	竹原市 市営住宅	竹原市都市整備課住宅建築係	0846-22-7749	https://www.city.takehara.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/sumai/shieijutaku_kosodatejutaku/shiei/4351.html
5	三原市 市営住宅	指定管理者 三原市営住宅管理グループ	0848-62-1800	https://www.shieijutaku-mihara.jp/
6	尾道市 市営住宅	指定管理者 堀田・誠和共同企業体市営住宅管理センター	0848-21-1266	http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/life/1/12/64/
7	福山市 市営住宅	福山市住宅課管理担当	084-928-1101	https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/jutaku/153198.html
8	府中市 市営住宅	府中市 都市デザイン課 住宅政策係	0847-43-7156	https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/kurashi/seikatsu/iyutaku/6540.html
9	三次市 市営住宅	三次市財産管理課住宅・財産活用係	0824-62-6161	https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/zaisan_m/zaisankanri/sieijiyutaku_teiijusokusiniyutaku.html
10	庄原市 市営住宅	庄原市都市整備課管理係	0824-73-1172	https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/cat01/
11	大竹市 市営住宅	指定管理者 近鉄住宅管理株式会社	0827-59-1717	http://www.city.otake.hiroshima.jp/kurashi/jukyo/1/145553179513.html
12	東広島市 市営住宅	東広島市住宅課住宅係	082-420-0946	https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/toshi/4_1/3/index.html
13	廿日市市 市営住宅	指定管理者 (株)第一ビルサービス廿日市営業所	0829-34-1140	https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/life/1/16/83/
14	安芸高田市 市営住宅	安芸高田市管理課住宅係	0826-47-1201	https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/kanri/sheijutaku22/
15	江田島市 市営住宅	江田島市都市整備課住宅係	0823-43-1647	https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/3789
16	府中町 町営住宅	府中町建築課住宅係	082-286-3174	https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/kennchiku/list385.html
17	海田町 町営住宅	海田町都市整備課庶務係	082-823-9634	https://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/22/1347.html
18	熊野町 町営住宅	熊野町都市整備課住宅営繕グループ	082-820-5608	https://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/genre/145499522378/index.html
19	坂町 町営住宅	坂町産業建設課維持管理係	082-820-1512	https://www.town.saka.lg.jp/2022/08/29/choejutaku_choyujutaku/
20	安芸太田町 町営住宅	安芸太田町建設課営繕係	0826-28-1962	https://www.akiota.jp/site/ijyu/4089.html
21	北広島町 町営住宅	北広島町建設課都市管理係	050-5812-1860	https://www.town.kitahiroshima.lg.jp/soshiki/12/1404.html
22	大崎上島町 町営住宅	大崎上島町建設課管理係	0846-65-3124	https://www.town.osakamijima.hiroshima.jp/soshiki/kensetsu/1/2/2/710.html
23	世羅町 町営住宅	世羅町建設課管理係	0847-22-5309	https://www.town.sera.hiroshima.jp/soshiki/14/3885.html
24	神石高原町 町営住宅	神石高原町建設課管理係	0847-89-3338	http://www.iinsekigun.jp/town/formation/kensetsu/kibanseibi/cyoeijiyutaku/

(14) 生活福祉資金貸付制度のご案内

生活福祉資金貸付制度のご案内



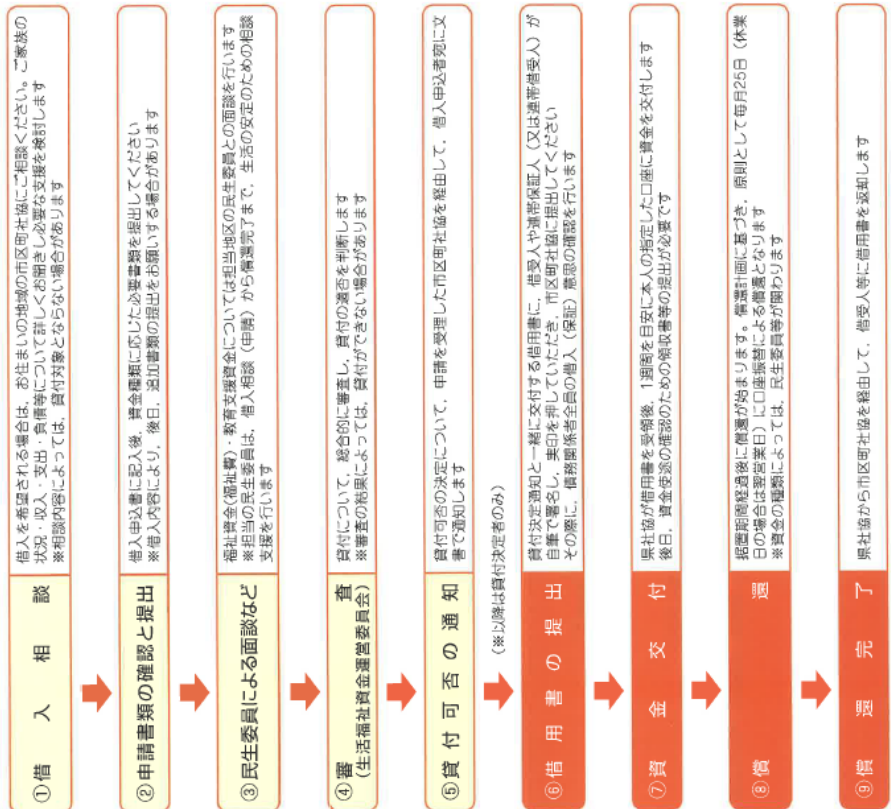
1. 生活福祉資金とは
 低所得者、障害者又は高齢者の世界に対して、資金の貸付けが必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活福祉の向上促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営むことに関することを目的としています。
 ※事前に、他制度の具体的な検討又は申請が必要です。

2. 資金の種類

資金の種類	貸付限度額（貸付上限額）の目安
総合支援資金 / 失業等により、日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が完結される世帯に対して貸付する資金 (2人以上の世帯) 月20万円以内 (単身世帯) 月15万円以内	
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の確保費を補ふために必要な費用
一時生活再建費	生活再建するために必要かつ日常生活費で賚ることが困難である費用
福祉資金 / 日常生活を送るうえで、又は自立生活に資するために一時的に必要な資金	60万円以内
生業を営むために必要な経費	(460万円)
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得する期間が (6か月程度 130万円) (1年程度 220万円) (2年程度 400万円) (3年以上 680万円)
就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円)
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250万円)
福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円)
障害者用自動車の購入に必要な経費	(250万円)
中国留學羽入等にかかると国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6万円)
自傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	(療養期間中は介護サービスを受ける期間が1年を越えるときは170万円 1年を越えず1年6か月以内であれば世帯の自立に必要なときは230万円)
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	(150万円)
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(50万円)
冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円)
その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円)
緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付する少額の費用	10万円以内
緊急小口資金	
新構支援資金 / 学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む）、大学、短期大学（専修学校の専門課程を含む）、又は高等専門学校に入学・就学する際に必要な経費として貸付する資金	
教育支援費	就学するに必要な経費 ※併に必要なと認められる場合は限り貸付限度額の1.5倍まで申請可
就学支援費	入学に際し、必要な経費
不動産担保型生活資金 / 一定の居住用不動産を所有し、将来にわたるその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯もしくは低所得者世帯向けに不動産担保型生活資金	50万円以内
感所得者世帯向け不動産担保型生活資金	1か月あたり90万円以内
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	福祉事務所が算定した額

※総合支援資金及び緊急小口資金については、原則、生活困難者自立支援法の自立相談支援事業等の利用申込を行い、自立相談支援事業及び貸付機関等連携圏による継続的な支援を受けることに同意していただく必要があります。

12. 借入相談・貸付から償還までのながれ
 ※資金の種類によって、異なる場合があります



制度に関する問い合わせ先
 お住まいの地域の市区町社会福祉協議会
 (社福)広島県社会福祉協議会 / 生活支援課
 〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2
 (広島県社会福祉会館内)
 TEL (082) 254-3413 FAX (082) 252-2133
 http://www.hiroshima-fukushi.net/

※要保護世帯向け不動産担保型生活資金の借入相談窓口は、お住まいの地域の福祉事務所となります。

2022年7月 現在

3. 貸付対象

広島県内にお住まいの人で、次のような世帯が対象となります。
 ※資金ごとに貸付対象となる世帯が異なります。

貸付対象	低所得者世帯	障害者世帯	高齢者世帯
収入基準等	おむねおむね市町村民税非課税世帯の世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人の世帯	65歳以上の高齢者の属する世帯
	※生活保護世帯は、福祉事務所が必要と認めた場合に限り	※現在障害者自立支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる人の世帯を含む	※福祉資金（福祉資金）は、日常生活上必要な高齢者が属する世帯に限る

◆貸付対象とならない主な事例

- 必要な資金の融通を他から受けることができる場合（他法・他制度の検討又は申請が可能の場合）
- 株式・有価証券の法人や団体等が借入を希望する場合
- 恒久的に生活が困難している世帯が借入を希望する場合
- 借金返済のための支払いや滞りしているもの支払いに充てる場合
- 多額の負債がある場合や支出超過となっている場合
- 債務整理中又は検討（破産申請、特定調停、民事再生、任意整理等）をしている場合
- 他の公的貸付制度や生活福祉資金を借入して滞りしている人の属する世帯及びその連帯保証人又は連帯借受人である場合
- 借付団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する審判団員が属する世帯等

4. 貸付要件

項目	内容
連帯保証人	原則として、①から③の全ての要件を満たす連帯保証人が1人必要です ①原則として、年齢が20歳以上65歳未満であること ②市町村民税が課税されていること ③借入申込者と別世帯で別生計であること ※連帯保証人がいない場合でも申請は可能ですが、世帯の生活の安定や償還を担保するために、連帯保証人について必ず検討してください。貸付審査は連帯保証人の有無をもとめて、総合的に判断されます。 ※緊急小口資金と要保護世帯向け不動産担保型生活資金は、連帯保証人は必要ありません
連帯借受人	就職、転職、就学又は技能を習得するために、福祉費又は教育支援資金を借入れる場合は、生計中心者が連帯借受人として加わることが必要です ※連帯借受人がいる場合は、連帯保証人は必要ありません
貸付利率	連帯保証人がいる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年1.5% ※教育支援資金と緊急小口資金は無利子です ※不動産担保型生活資金は年3%又は当該年度における4月1日の長期プライムレートのいづれが低い利率になります
未成年の場合	未成年者であっても、婚姻をしている場合は貸付の検討が可能ですが ※未成年者（扶養親族及び支度親）並びに教育支援資金の場合は、原則として未成年でも借受人となり、生計中心者が連帯借受人となります。この場合、親権者（又は後見人）の同意が必要です
保護観察中の場合	市区町村社協（又は県社協）と更生保護施設や保護司及び関係機関との連携が可能であること
外国人の場合	住民票等で現在地に6か月以上居住していることが確認でき、将来ともに永住する確実な見込があること

5. 生活保護世帯への貸付について

（※緊急小口資金は貸付対象となりません）
 生活保護法という保護世帯については、その世帯を保護する福祉事務所が、世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に限り、貸付対象となります。

6. 借入相談・申請窓口

借入を希望される場合は、お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会（「以下、市区町村社協」という）に相談してください。社協職員が、あなたやあなたのご家族の状況・収入・支出・負債等について、詳しくお聞きします。そのうえで、希望される貸付の要件や借入後の償還見込み等について確認を行います。
 借入の申請にあたっては、世帯構成、家計状況、資金使途等がわかる書類書類の提出が必要です。

7. 民生委員が関わります

福祉資金（福祉費）と教育支援資金については、借入申込世帯の生活自立が図られるよう、借入相談時から償還完了まで民生委員が相談支援を行います。申請にあたっては、担当民生委員との相談を行います。
 その他の資金についても、必要に応じて民生委員が関わる場合があります。

8. 貸付には審査があります

広島県社会福祉協議会（以下、「県社協」という）に設置する「生活福祉資金審査委員会」において、資金の必要性及び借入金額の妥当性、償還並びに自立の取り組み等を総合的に審査し、貸付の可否を判断します。
 「生活福祉資金運営委員会」は、毎月1回（中旬）開催しますので、審査結果が出るまでに一定の期間を必要とします。審査の結果によっては、資金の貸付けができない場合があります。この場合、審査の内容についてはお答えしませんので、あらかじめご了承ください。

9. 貸付後の確認等について

貸付後、資金の滞りについては、資金使途を確認するための債権取書等の提出が必要です。
 成績による申請又は不正な手段により貸付を受けた場合、借り受けた資金の使途をみだりに変更した場合や、資金使途以外に流用した場合は、資金の全額（又は一部）を直ちに返還していただきます。

10. 償還について

項目	内容
償還期間	貸付日（分割交付の場合は、最終貸付日）から一定期間、償還開始が差し控えます ※資金の種類で異なりますので、詳細は各資金種ごとのリーフレットをご覧ください
償還期間	償還期間経過後、定められた期間内に償還してください ※資金の種類で異なりますので、詳細は各資金種ごとのリーフレットをご覧ください
償還方法	償還計画に基づき、原則として毎月25日（休業日の場合は翌営業日）に口座振替（広島銀行・ゆうちょ銀行・J.A.・もみじ銀行のいずれか）による償還となります ※口座振替がむずかしい特別な事情がある場合は、相談してください
延滞利息	償還期限を過ぎると、元金残高に対して年3%の延滞利息が発生します
その他	住所・名前を変更した時、借受人及び連帯保証人（又は連帯借受人）の状況に著しい変化（死亡・破産・長期療養・生活保護受給等）があった場合は、市区町村社協（又は県社協）まで連絡してください

※やむを得ず滞りとなった場合は、文書郵便や電話・面談等により償還の促進と相談支援を行います。
 ※連絡が取れない場合や長期滞りとなった場合は、借受世帯や連帯保証人等の状況を確保するために、自宅の訪問や現地調査を行います。
 ※滞りや滞りの場合等については、関係機関への連絡や弁護士等による法的対応等を検討します。

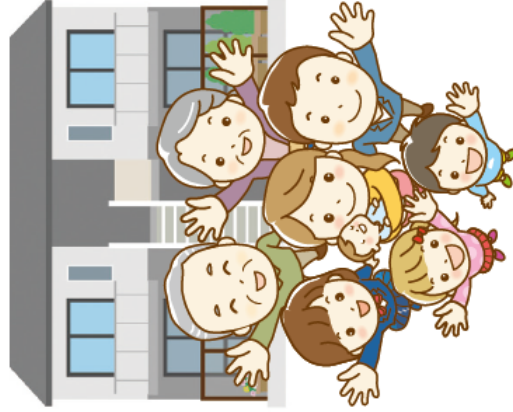
11. 個人情報の取扱いについて

お借りした個人情報の取り扱い「個人情報保護法」及び「個人情報保護条例」に基づき、適正かつ適正に管理します。が、法令に基づく場合や制度の目的を達成するために必要と認められる範囲において、関係機関へ情報提供を行う場合があります。

(15) 民間賃貸住宅の居住支援のご案内 (広島県居住支援協議会)

2023年3月改訂

民間賃貸住宅の 居住支援の ご案内



住まいのことで
お困りの皆様へ。
私たちが応援します。

広島県居住支援協議会

広島県あんしん賃貸支援事業

住宅確保要配慮者が入居のできる民間賃貸住宅(あんしん賃貸住宅)の仲介を行う事業者(協力店)の紹介や、居住の支援を行い、住宅確保要配慮者の入居をサポートします。

1 入居対象者
住宅確保要配慮者で、民間賃貸住宅の家賃を安定して支払うことができ、地域社会の中で自立した日常生活を営むことができる人。(居住支援を受けることにより自立することが可能となる人も含みます。)

2 登録情報
● 協力店
● あんしん賃貸住宅の仲介を行う事業者
● 支援団体
住宅確保要配慮者に対して居住支援を行うNPO、社会福祉法人等



広島県あんしん賃貸支援事業について で検索

居住支援に関する情報は こちらをご覧ください

広島県のホームページに、あんしん賃貸支援事業や居住支援協議会活動を紹介する専用サイトを設けています。
住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅に関する情報のほか、住宅確保要配慮者に対する各種支援制度に関する情報も提供しています。



広島県居住支援協議会 で検索

居住支援法人について
住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るために、住宅情報の提供・相談や見守りなどの生活支援を行う「居住支援法人」を、広島県が指定しています。



広島県 居住支援法人の指定について で検索

お問合せ先

広島県住宅課
〒730-8511 広島市中区基町10-52
電話 082-513-4164

居住支援制度のご案内

住宅確保要配慮者に対する各種居住支援制度があります。

問合せ先	
家賃債務保証制度 借主が保証会社等に保証料を支払い債務保証を委託し、保証会社等が貸主と保証契約を締結することにより、家賃の滞りが発生した場合に、保証会社等が家賃を支払え、後日借主に立替えた金額を求償する制度です。	(一財)高齢者住宅財団 (公財)日本賃貸住宅管理協会 民間の家賃債務保証会社
家賃債務保証業者登録制度 家賃債務保証業者を適正かつ標準に実施することができ、登録する業者を国に登録する制度です。	国土交通省安心居住推進課 登録家賃債務保証業者
生活困窮者住居確保給付金 職難等により住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者に対し、一定期間、家賃相当額の給付金が支給される制度です。(収入・資産要件や支給中の求職活動等の条件があります。)	市町の自立相談支援窓口
安否確認(見守り)サービス 高齢者等を対象に、緊急通報装置等を利用した見守りサービスを行政が実施しています。	市町の福祉等の窓口
介護保険等の福祉サービス 介護保険サービスの利用が必要な高齢者の場合は、地域のケアマネジャーなどが定期的に訪問し、適切なケアサービスの利用ができるよう連絡調整を行っています。	地域包括支援センター 市町の介護・福祉等の窓口
障害福祉サービス 個々の障害のある人々の障害程度や必要すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)をふまえ、個別に支給決定が行われています。	市町の障害福祉等の窓口
子育て支援サービス 行政や企業等が実施する子育て支援に関する情報を集約したポータルサイトです。	広島県の子育てポータル「イクちゃんネット」 市町の福祉・子育て等の窓口
民生委員、児童委員 高齢者や児童など、支援を必要とする方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、行政などと連携しながら、相談・支援を行っています。	市町の福祉・子育て等の窓口

上記問合せ先については、広島県のホームページに随時掲載しています。

居住支援協議会とは

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭、外国人のほか住宅の確保に特に配慮を要する人（以下「住宅確保要配慮者」という。）が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるようにする方策について協議するために、住宅セーフティネット法に基づき、地方公共団体、居住支援法人、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業者を行う者、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う団体などにより組織された協議会です。

広島県では、平成25年5月21日に設立しています。

広島県居住支援協議会会員

2023年3月時点

- 広島県宅地建物取引業協会（公社）全日本不動産協会広島県本部、（一社）広島県地産地消推進協会中・四国支部、（公財）日本賃貸住宅管理協会広島県支部、特定非営利活動法人住宅・相談支援びんごNPOセンター、ホームネット株式会社、特定非営利活動法人地域ネットくれんど、株式会社あんしんサポート、特定非営利活動法人どりいむスウィッチ、特定非営利活動法人ももちの木、医療法人社団聖正会、株式会社ZEB、特定非営利活動法人人の家、株式会社マリモホールディングス、株式会社グローバルレジデンス、株式会社Seiwa、公益社団法人広島県社会福祉士会、株式会社R65、株式会社兼一ビルサービス、広島保護観察所、広島県、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、高田町、北広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、瀬田町、熊野町、鞆町、安芸太田町、北広島町、大海上島町、世羅町、神石高原町

居住支援協議会の活動イメージ



活動内容

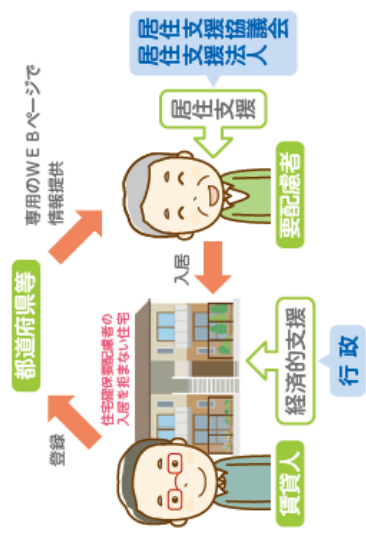
広島県居住支援協議会では、次の活動を行います。

- 1 住宅確保要配慮者や民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報提供の支援
- 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進や居住の安定方策
- 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動など住宅市場の環境整備
- 4 その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

新たな住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者と賃貸住宅の空き家・空き室をお持ちの賃貸人をつなぐ、新たな住宅セーフティネット制度が2017年10月からスタートしました。

<新たな住宅セーフティネット制度のイメージ図>



住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

賃貸住宅の賃貸人の方は、賃貸住宅を住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（セーフティネット住宅）として、その住宅が所在する登録窓口（広島市、呉市、福山市、その他の地域においては広島県）に登録することができます。

登録制度の詳細は、各登録窓口にご確認ください。

賃貸住宅の所在地	登録窓口（問合せ先）	電話番号
広島市	広島市住宅政策課	082-504-2292
呉市	呉市住宅政策課	0823-25-3830
福山市	福山市住宅課	084-928-1102
上記以外の市町	広島県住宅課	082-513-4164

セーフティネット住宅として登録された住宅の情報は、セーフティネット住宅登録情報システムで検索・閲覧が可能です。（「セーフティネット住宅情報提供システム」で検索）

これは音声コードです。
目の不自由な方への情報提供を目的としています。

(16) 県内市町の障害者差別解消法に関する相談窓口

しょうがいしゃさべつかいしょうほう かん そうだんまどぐち 障害者差別解消法に関する相談窓口				
けん しちょうめい 県・市町名	たんとうか 担当課	しよざいち 所在地	でんわ 電話	ファックス F A X
ひろしまけん 広島県	しょうがいしゃしえんか 障害者支援課	ひろしましなかくもとまち 広島市中区基町10-52	082-513-3157	082-223-3611
ひろしまし 広島市	かくか そうだんか ※各課で相談可	ひろしましなかくこくたいじまちいつちようめ 広島市中区国泰寺町一丁目6-34	082-504-2147 しょうがいふくしか (障害福祉課)	082-504-2256 しょうがいふくしか (障害福祉課)
くれし 呉市	しょうがいふくしか 障害福祉課	くれしちゅうおうよんちようめ 呉市中央四丁目1-6	0823-25-3523	0823-25-2522
たけはらし 竹原市	けんこうふくしか 健康福祉課	たけはらしちゅうおうごちようめ 竹原市中央五丁目1-35	0846-22-7743	0846-23-0140
みはらし 三原市	しゃかいふくしか 社会福祉課	みはらしみなとまちさんちようめ 三原市港町三丁目5-1	0848-67-6060	0848-64-2130
おのみちし 尾道市	しゃかいふくしか 社会福祉課	おのみちしきくほいつちようめ 尾道市久保一丁目15-1	0848-38-9124	0848-38-9206
	いんしまふくしか 因島福祉課	おのみちしいんのみしまほちようめ 尾道市因島土生町7-4	0845-26-6210	0845-22-8615
ふくやまし 福山市	かくか そうだんか ※各課で相談可	ふくやましひがしぐらまら 福山市東桜町3-5	084-928-1062 しょうがいふくしか (障がい福祉課)	084-928-1730 しょうがいふくしか (障がい福祉課)
ふちゅうし 府中市	ふくしか 福祉課	ふちゅうしふかわちようめ 府中市府川町315	0847-43-7148	0847-45-3206
みよしし 三次市	しゃかいふくしか 社会福祉課	みよししとおかいちなかにちちようめ 三次市十日市中二丁目8-1	0824-65-2051	0824-62-6285
	しょうがいしゃしえん 障害者支援センター	みよししとおかいちひがしさんちようめ 三次市十日市東三丁目14-1	0824-65-1131	0824-65-1132
しょうばらし 庄原市	しゃかいふくしか 社会福祉課	しょうばらしなかにほんまちいつちようめ 庄原市中本町一丁目10-1	0824-73-1210	0824-75-0245
おおたけし 大竹市	ふくしか 福祉課	おおたけしおがいつちようめ 大竹市小方一丁目11-1	0827-59-2146	0827-57-7185
ひがしひろしまし 東広島市	しょうがいふくしか 障害福祉課	ひがしひろしましさいしんじょうめ 東広島市西条栄町8-29	082-420-0180	082-420-0181
はつかいちし 廿日市市	しょうがいふくしか 障害福祉課	はつかいちししんどういつちようめ 廿日市市新宮一丁目13-1	0829-30-9152	0829-20-1611
あきたかたし 安芸高田市	しゃかいふくしか 社会福祉課	あきたかたしよしだちようめ 安芸高田市吉田町吉田791	0826-42-5615	0826-42-2130
えたじまし 江田島市	しゃかいふくしか 社会福祉課	えたじましおがまちちようめ 江田島市大柿町大原505	0823-43-1638	0823-57-4432
ふちゅうちよう 府中町	ふくしか 福祉課	あきぐんふちゅうちようおどおりさんちようめ 安芸郡府中町大通三丁目5-1	082-286-3161	082-283-5775
かいたちよう 海田町	しゃかいふくしか 社会福祉課	あきぐんかいたちちようめ 安芸郡海田町上市14-18	082-823-9207	082-823-9627
くまのちよう 熊野町	しゃかいふくしか 社会福祉課	あきぐんくまのちようなかつちようめ 安芸郡熊野町中溝一丁目1-1	082-820-5635	082-855-0155
さかちよう 坂町	みんせい 民生課	あきぐんさかちようへいせいがほまいつちようめ 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1-1	082-820-1505	082-820-1521
あきおおたちよう 安芸太田町	けんこうふくしか 健康福祉課	やまがたぐんあきおおたちちようおおたか下殿河内236	0826-25-0250	0826-22-0686
きたひろしまちよう 北広島町	ふくしか 福祉課	やまがたぐんきたひろしまちようありだ 山県郡北広島町有田1234	050-5812-1851	0826-72-5242
あきおおさかみじちよう 大崎上島町	ふくしか 福祉課	とよたぐんあきおおさかみじちようきえ 豊田郡大崎上島町木江4968	0846-62-0301	0846-62-0304
せらちよう 世羅町	ふくしか 福祉課	せらぐんせらちようおおあきほんごう 世羅郡世羅町大字本郷947	0847-25-0072	0847-25-0070
じんせきこうげんちよう 神石高原町	ほけんふくしか 保健福祉課	じんせきぐんじんせきこうげんちようこぼたけ 神石郡神石高原町小島1701	0847-89-3335	0847-85-3394



ひろしまけん
広島県では、あいサポート運動を推進しています。詳しくは、HPをご覧ください。

広島県 あいサポート運動 検索

2 関係機関

(1) 不動産関係団体

団体名	ホームページ
公益社団法人広島県宅地建物取引業協会	 https://takken.fudohsan.jp/
公益社団法人全日本不動産協会広島県本部	 https://hiroshima.zennichi.or.jp/
一般社団法人不動産流通経営協会中・四国支部	 https://www.frk.or.jp/
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会広島県支部	 https://www.jpm.jp

(2) 家賃債務保証

① 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会、家賃債務保証事業者協議会

- ・ 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会、家賃債務保証事業者協議会では、入居者及び貸主の利益保護を図るため、会員に業務適正化に係る自主ルールを定めています。
- ・ また、家賃債務保証に関して、お困りの方に相談事業を行っています。

■公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 家賃債務保証事業者協議会ホームページ

で検索

<https://www.jpm.jp/hoshou/council/member.php>



② 一般社団法人全国保証機構 (CGO) ※旧 賃貸保証機構 (LGO)

- ・ 一般社団法人賃貸保証機構では、NPO 等と連携し、連帯保証人や緊急連絡先の紹介、高齢者等のお部屋探し等、賃貸に関する様々な支援活動をおこなっています。
- ・ また、会員には統一した自主ルールを定め、会員の業務適正化を図っています。

■一般社団法人賃貸保証機構 (LGO) ホームページ

で検索

<https://www.cgo.or.jp/member.html>



(3) 家財保険商品

① 一般社団法人日本少額短期保険協会

- ・ 「少額短期ほけん相談室」等を開設し、契約者をはじめ、一般消費者からの少額短期保険全般に関する相談・照会・苦情処理及び紛争解決を行っています。

■一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ

で検索

http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/registration_list.html



② 一般社団法人日本損害保険協会

- ・ 会員各社の商品情報や、損害保険に関する相談窓口について掲載されています。

■一般社団法人日本損害保険協会ホームページ

で検索

<https://www.sonpo.or.jp/member/link/index.html>



(4) 広島保護観察所

- ・ 広島保護観察所は、広島県を管轄して、更生保護の諸活動をしています。

■広島保護観察所ホームページ

で検索

https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_k_hiroshima_hiroshima.html



3 入居者情報シート等

(1) 特定非営利活動法人 住宅&相続支援びんごNPOセンター

① 入居者調査票 I

調査票 I (個人用)		紹介者			入居希望日	H	年	
					日	月	年	
申 込 人	フリガナ				男	生年月日		
	氏名				女	M・T・S・H 年 月 日(才)		
	現住所				TEL.			
	本籍地				TEL.			
	勤務先	会社名				TEL.		
		所在地				勤続年数	年	
	業種				月収	万円		
	収入源	給料・年金・保護・貯金・仕送り			現在の家賃			
入 居 者	続柄	氏名	生年月日	年齢	勤務先 / 学校名			
			M・T・S・H 年 月 日生					
			M・T・S・H 年 月 日生					
			M・T・S・H 年 月 日生					
連 帯 保 証 人	フリガナ				年齢	続		
	氏名				M・T・S・H 年 月 日生	柄		
	現住所				TEL.			
	本籍地				TEL.			
	勤務先	会社名				TEL.		
		所在地				勤続年数	年	
業種				所属課・役職	月収	万円		
身 元 引 受 人	フリガナ				年齢	続		
	氏名				M・T・S・H 年 月 日生	柄		
	現住所				TEL.			
	本籍地				TEL.			
	勤務先	会社名				TEL.		
		所在地				勤続年数	年	
業種				所属課・役職	月収	万円		

② 入居者調査票Ⅱ

調査票Ⅱ

ご希望物件	場所	今回のお引越しが必要となった理由
	家賃	
	広さ	
	ペット	
	車	
	その他	

(経済面)	
<input type="checkbox"/> 連帯保証人は居ますか？	居る ・ 居ない
<input type="checkbox"/> 収入源は何ですか？	仕事 ・ 年金 ・ 預金 ・ 生活保護 ・ 支援
年金は受給されていますか？	月額概算 円
生活保護は受給されていますか？	月額概算 円
現在仕事はされていますか？	月額概算 円
貯金はありますか？	概算 円
<input type="checkbox"/> 現在借金はありますか？	ある ・ ない
<input type="checkbox"/> 家賃滞納はありますか？	ある ・ ない
(健康面)	
<input type="checkbox"/> 健康状態は良好ですか？	良好 ・ まあまあ ・ 普通 ・ 不安 ・ 悪い
<input type="checkbox"/> 障害者手帳はお持ちですか？	知的 ・ 身体 ・ 精神 ・ ない
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証(精神通院)はお持ちですか？	ある ・ ない
<input type="checkbox"/> かかりつけの病院はどこですか？	病院
<input type="checkbox"/> 認知症はありますか？	ある ・ ない
(人間関係)	
<input type="checkbox"/> ご親戚との連絡は取れますか？	取れる ・ 緊急時は取れる ・ 取れない
<input type="checkbox"/> ご家族は居ますか？	いる(人) ・ いない
<input type="checkbox"/> 身元引受人は居ますか？	いる ・ いない
<input type="checkbox"/> 同居人は居ますか？	いる(人) ・ いない
<input type="checkbox"/> 結婚はされていますか？	している ・ していない
<input type="checkbox"/> 備後地方にご友人は居ますか？	いる ・ いない
(個人情報)	
<input type="checkbox"/> 身分証明書はありますか？	ある() ・ ない
<input type="checkbox"/> 住民票はありますか？	ある ・ ない
<input type="checkbox"/> アルコールは飲みますか？	飲む ・ 飲まない
<input type="checkbox"/> タバコは吸いますか？	吸う ・ 吸わない
<input type="checkbox"/> ギャンブルはしますか？	する ・ しない
<input type="checkbox"/> 薬物使用の経験はありますか？	ある ・ ない
<input type="checkbox"/> 暴力団との関係はありますか？	ある ・ ない
<input type="checkbox"/> お仕事は何ですか？	
(自立性)	
<input type="checkbox"/> 介護度認定は受けていますか？	受けている(要介護 ・ 介護) ・ 受けていない
<input type="checkbox"/> 障害程度区分はありますか？	受けている(区分) ・ 受けていない
<input type="checkbox"/> 福祉サービスは使われていますか？	はい(サービスの種類) ・ いいえ
どこの施設ですか	施設名()
<input type="checkbox"/> ケアマネジャー等の支援者は居ますか？	居る(所属 氏名) ・ 居ない
<input type="checkbox"/> 一人暮らしは出来ますか？	可能 ・ 少し不安 ・ 不可
<input type="checkbox"/> 食事の準備は可能ですか？	可能 ・ 少し不安 ・ 不可

※ 内容に不実記載があった場合は、契約は解除します。

特定非営利活動法人 住宅&相続支援びんごNPOセンター

③ 同意書

同 意 書

私は、入居前・入居後に際して必要のある時は、私の主治医等の関係機関に対して、
(特)住宅&相続支援びんごNPOセンターが連絡を取り合うことに同意します。

年 月 日

特定非営利活動法人 住宅&相続支援びんごNPOセンター 様

住 所

連絡先 () ー

氏 名

印

(2) 福山市障がい者総合支援協議会

① 住居移行するためのチェックリスト①

住居移行するためのチェックリスト①						
ふりがな 名前				生年月日	年 月 日生 (歳)	
現住所	〒 -					
連絡先	自宅				携帯	
緊急連絡先①				名前	続柄	
緊急連絡先②				名前	続柄	
家族状況	続柄	名前	生年月日	年齢	同居・別居	特記事項
					同・別	
					同・別	
					同・別	
					同・別	
					同・別	
成年後見人の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 任意後見					
	名前				連絡先	
	住所					
手帳	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (種 級) <input type="checkbox"/> 療育手帳 () <input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳 (級) 傷病名 ()					
年金	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 障害年金 (級) <input type="checkbox"/> 老齢年金 <input type="checkbox"/> 遺族年金 (月額:)					
手当	<input type="checkbox"/> 無 種類: (月額:)		生活保護		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
医療保険等	<input type="checkbox"/> 国保 (本人・家族) <input type="checkbox"/> 社保 (本人・家族) <input type="checkbox"/> 高齢者医療 <input type="checkbox"/> 重度障害者医療 <input type="checkbox"/> 原爆					
自立支援医療	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 更生 <input type="checkbox"/> 育成 <input type="checkbox"/> 精神通院			受診医療機関		
障がい支援区分	<input type="checkbox"/> 無 非該当・1・2・3・4・5・6			相談支援専門員		
介護保険	<input type="checkbox"/> 無 非該当・支1・支2・ 介1・2・3・4・5			ケアマネジャー		
利用中サービス (頻度・曜日等)						
特記事項						
記載年月日: 年 月 日 記載者:						

【支援経過】

--

【生活歴】

--

【病歴・医療機関受診状況】

疾患名	受診機関	受診科目	主治医	頻度	服用状況
特記事項 (受診状況等)					

【関係機関連絡先】

機関名	担当者名	連絡先	
		TEL	FAX
		TEL	FAX
		TEL	FAX
		TEL	FAX
		TEL	FAX
		TEL	FAX

記載年月日： 年 月 日 記載者：

② 住居移行するためのチェックリスト②

住居移行するためのチェックリスト②

対象者	(名前)	記入者【所属:	名前:
	項目	チェック項目	内容・対応方法等
本人の意思	居宅生活を望んでいる	<input type="checkbox"/> はい, <input type="checkbox"/> いいえ	
	居宅生活に不安がある	<input type="checkbox"/> はい, <input type="checkbox"/> いいえ	
	スキル向上の意思がある	<input type="checkbox"/> はい, <input type="checkbox"/> いいえ	
	個人情報の共有に同意している	<input type="checkbox"/> はい, <input type="checkbox"/> いいえ	
	家屋構造の合理的配慮の必要性がある	<input type="checkbox"/> はい, <input type="checkbox"/> いいえ	
支援者の有無 (公的サービス含む)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 身内, <input type="checkbox"/> 友人, <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 随時訪問, <input type="checkbox"/> 金銭管理, <input type="checkbox"/> 通帳・荷物預
	緊急連絡先		
チェック項目	本人の希望・対応方法等		
<input type="checkbox"/> 食事			
<input type="checkbox"/> 排泄			
<input type="checkbox"/> 入浴			
<input type="checkbox"/> 保清			
<input type="checkbox"/> 移動・外出			
<input type="checkbox"/> 家事			
<input type="checkbox"/> 買い物			
<input type="checkbox"/> 調理			

チェック項目	本人の希望・対応方法等
<input type="checkbox"/> 電話	
<input type="checkbox"/> 金銭管理	
<input type="checkbox"/> 健康管理	
<input type="checkbox"/> その他管理	
<input type="checkbox"/> 人間関係 コミュニケーション	
<input type="checkbox"/> 意思決定等	
<input type="checkbox"/> 社会参加	
<input type="checkbox"/> 行動面	
特記事項	

③ 住居移行するためのチェックリスト②を整理するための補助ツール

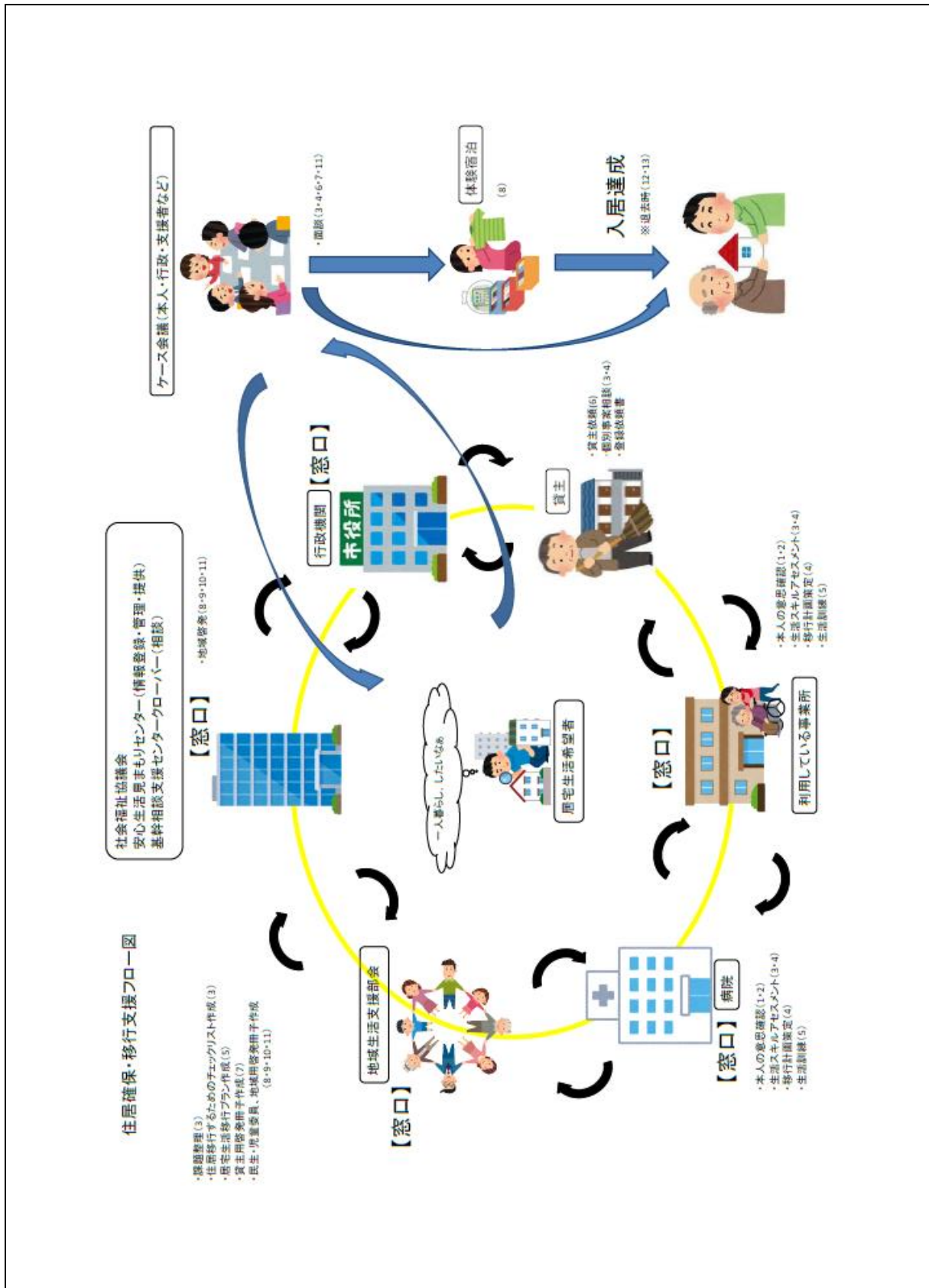
住居移行するためのチェックリスト②を整理するための補助ツール								
	項目	本人意向			支援者把握			特記事項又は支援面での配慮
		できる	まあまあできる	むずかしい	できる	まあまあできる	むずかしい	
A D L (日 常 生 活 動 作)	食事	できる	まあまあできる	むずかしい	できる	まあまあできる	むずかしい	
	一人で食事ができる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	飲み込みや嚥下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	適切な量を食することができる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	栄養バランスよく食べる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	排泄	できる	まあまあできる	むずかしい	できる	まあまあできる	むずかしい	
	一人でトイレにいける	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	下剤を服用(適切な使用が可能か含め)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	入浴	できる	まあまあできる	むずかしい	できる	まあまあできる	むずかしい	
	浴槽に浸かる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	入浴の準備や片付け	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	入浴の頻度(回数は特記へ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	衣類の着脱	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	保清	できる	まあまあできる	むずかしい	できる	まあまあできる	むずかしい	
	洗顔や歯磨き	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	爪切り	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	ひげ剃り・整髪など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	衣類で体温調整	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
移動	できる	まあまあできる	むずかしい	できる	まあまあできる	むずかしい		
安定した歩行	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
起き上がり・立ち上がり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
I A D L (手 段 的 日 常 生 活 動 作)	外出	できる	まあまあできる	むずかしい	できる	まあまあできる	むずかしい	
	1人で外出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	公共交通機関を利用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	家事	できる	まあまあできる	むずかしい	できる	まあまあできる	むずかしい	
	洗濯機を使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	洗濯物を干す	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	衣類を畳む	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	縫物や簡単な衣類の補修	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	整理整頓	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	掃除機の使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	拭き掃除	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	ゴミの分別	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ゴミ出し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

I A D L (手段的日常生活動作)	買い物	できる	まあまあできる	むずかしい	できる	まあまあできる	むずかしい	
	自分で必要なものを買う	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	支払い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	残金を考えながら買う	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	調理	できる	まあまあできる	むずかしい	できる	まあまあできる	むずかしい	
	献立を考える	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	包丁の使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	ガスコンロ・IH調理器の使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	電子レンジの使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	調理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	配膳や片付け	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	電話	できる	まあまあできる	むずかしい	できる	まあまあできる	むずかしい	
	電話をかける	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	電話にでる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	メール・SNSの使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	管 理	金銭	できる	まあまあできる	むずかしい	できる	まあまあできる	むずかしい
お金の計算		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
家計簿をつける		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
支出と収入の理解		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
通帳やカードで引き出し		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
家賃・電話代・公共料金の支払い		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
健康		できる	まあまあできる	むずかしい	できる	まあまあできる	むずかしい	
薬を飲む		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
体調が悪い時対処できる		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
お酒を適量飲む		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
病状を自分で伝える		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
病院に行く		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
十分な睡眠をとる		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他		できる	まあまあできる	むずかしい	できる	まあまあできる	むずかしい	
火の管理		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
冷暖房器具の使用		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
戸締り	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
書類・貴重品の管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
契約や手続き	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
危険や災害時に自分で避難	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

	人間関係・コミュニケーション						
	できる	まあまあ できる	むずか しい	できる	まあまあ できる	むずか しい	
社会生活	相談できる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自分の気持ちを相手に伝える	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	相手の話を理解・記憶	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	読み書き	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	相手に分かりやすく伝える	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	意思決定等	できる	まあまあ できる	むずかし い	できる	まあまあ できる	むずかし い
	自分の意思で希望する事物を選ぶ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	社会参加	できる	まあまあ できる	むずかし い	できる	まあまあ できる	むずかし い
	就労	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	地域で活動・役割を担う	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	余暇活動	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	行動面	あり	時々	なし	あり	時々	なし
	昼夜逆転	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	反復行動	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	躁鬱状態	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	突然大きな声を出す	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	異食	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自らを傷つける行為	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	他人を傷つける行為	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	収集癖	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	暴言・暴行	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	徘徊行動	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	物や衣類を壊す	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	多動・行動停止	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	不安定な行動	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	不適切な行為	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	突発的な行動	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
対人面に不安	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
作話	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
特別なコミュニケーション方法 (方法を特記へ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

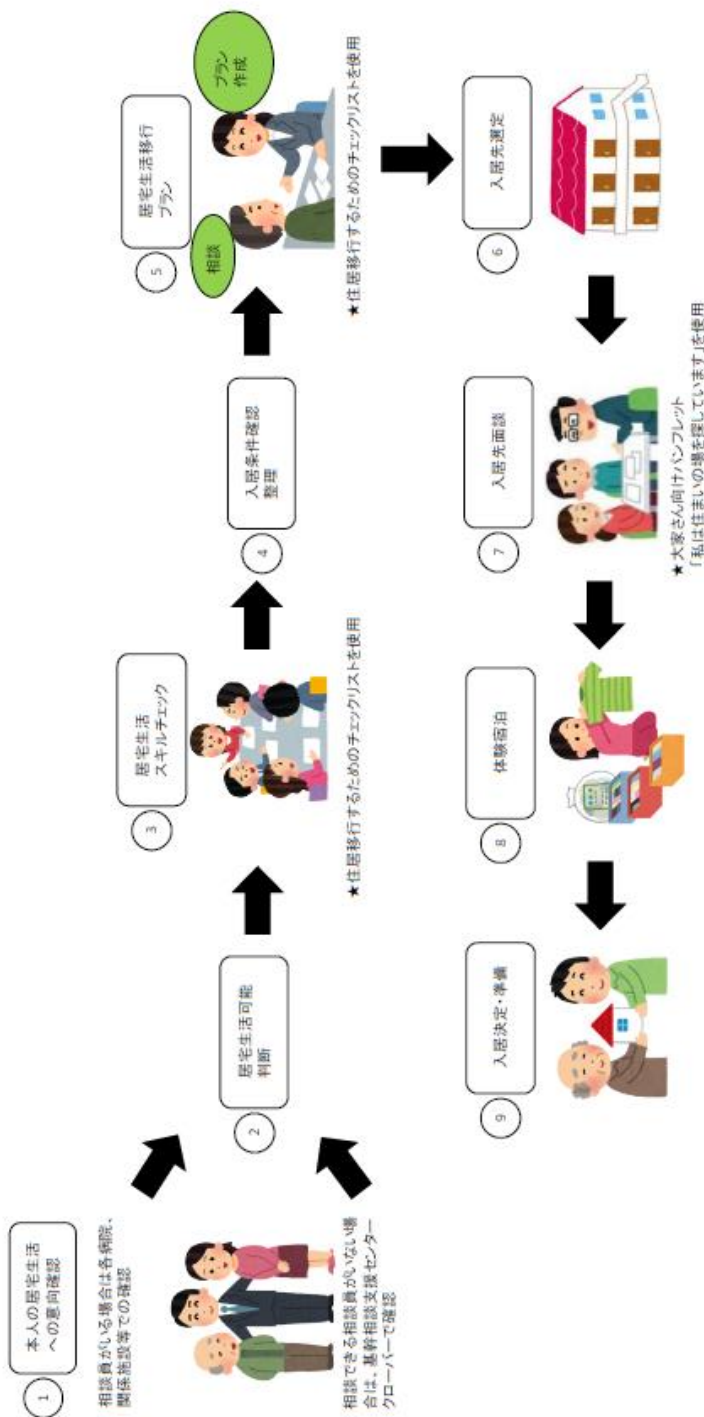
	行動面	あり			なし			
		あり	時々	なし	あり	時々	なし	
社会生活	被害的な思い込み	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	落ち着きがない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	強いこだわり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	自己の過大評価	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	まわりとなじめない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	集中力が続かない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	同じ話をくりかえす	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	話がまとまらない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	ひどい物忘れ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

④ 住宅確保・移行支援フロー図



⑤ 入居までの流れ (イメージ)

入居までの流れ (イメージ)



※悩みがあったり、判断に困ったりした場合は、必要に応じて本人、支援団体(関係施設、病院、民間支援団体等)行政、基幹相談支援センタークローバー、親族等とケース会議を開催し、より良い入居に向けた取り組みを行います。

3 その他

(1) 大家さん向け住宅確保要配慮者受け入れガイドブック

- ・ 住宅セーフティネット制度の活用が促進されるよう、住宅確保要配慮者の受け入れにあたり、貸主からよくある質問・回答をまとめた「大家さん向け住宅確保要配慮者受け入れハンドブック」を国が作成しています。
- ・ 貸主からの相談を受ける仲介業者や管理業者等の不動産関係団体をはじめとする関係者の方々に理解を深めてもらうために、ハンドブックの解説や住宅セーフティネット制度の概要を掲載した解説版を併せて作成しています。

■ 大家さん向け住宅確保要配慮者受け入れガイドブック (国交省 HP)

大家さん向け住宅確保要配慮者受け入れガイドブック で検索

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000056.html



■ 大家さん向け・入居者さん向けパンフレット (セーフティネット住宅情報提供システム)

大家さん向け・入居者さん向けパンフレット で検索

<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/system.php>



(2) ガイドブック ((公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会)

- ・ 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会 (ちんたい協会) が、厚生労働省及び国土交通省等の協力を得て、「低額所得者、高齢者、障害者、被災者、ひとり親、外国人、生活困窮者の入居ガイドブック」や「空き家活用ガイドブック」を作成しています。

■ 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会ホームページ

ちんたい協 各ガイドブックについて で検索

<https://www.chintai.or.jp/contents/guidebook.html>



広島県居住支援協議会（令和5年8月1日時点）

構成員：（公社）広島県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会広島県本部、（一社）不動産流通経営協会 中・四国支部、（公財）日本賃貸住宅管理協会 広島県支部、（特非）住宅&相続支援びんご NPO センター、ホームネット（株）、（特非）地域ネットくれんど、（株）あんしんサポート、（特非）どりいむスイッチ、（特非）もちもちの木、（医）恵正会、（特非）風の家、（株）マリモホールディングス、（株）グローバルリゾートレジデンス、（株）S e i w a、（公社）広島県社会福祉士会、（株）R65、（株）第一ビルサービス、（株）QOL サービス、（同）マハロ、（（特非）反貧困ネットワーク広島、（福）三誓会、（株）豊生、（株）藍、ゆうりディライトサービス（同）、（福）福山市社会福祉協議会、広島保護観察所、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、広島県